

令和 5 年度 第 3 回 いわき市情報公開・個人情報保護審議会 [意見聴取事項関係資料]

意見聴取事項

【 総務課 】

I 情報公開制度について

1	いわき市情報公開条例の概要	1 頁
2	情報公開制度の運用状況	2 頁
3	いわき市情報公開条例制定の経過	3 頁
4	情報公開制度に係る環境の変化	3 頁
5	制度見直しの必要性	4 頁
6	見直し検討事項	5 頁
(1)	請求権者	6 頁
(2)	手数料	8 頁
(3)	権利濫用の防止	12 頁
(4)	不開示情報	14 頁
7	情報提供の推進	15 頁
8	検討の進め方	15 頁

[別添資料]

- ・ 別添 1 請求権者拡大イメージ
- ・ 別添 2 中核市における開示請求・開示実施手数料の設定状況
- ・ 別添 3 費用負担イメージ
- ・ 別添 4 手数料積算
- ・ 別添 5 条例と法における不開示情報比較
- ・ いわき市における情報公開制度に関する提言（平成 9 年 3 月 28 日、
いわき市情報公開制度懇話会、抜粋）

情報公開制度について

1 いわき市情報公開条例の概要

現行のいわき市情報公開条例に定める主な事項は次のとおり。

第1章 総則

目的（第1条）

この条例は、地方自治の本旨に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、行政情報の開示及び情報提供の推進等に関し必要な事項を定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

第2章 行政情報の開示

請求権者（第5条）	行政情報を開示請求できるのは次の者 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所等を有する個人・法人・団体 (3) 市内に勤務する者 (4) 市内に通学する者 (5) その他利害関係者
開示義務（第7条）	次の情報を除き原則開示 (1) 法令秘情 (2) 個人識別情報 (3) 法人等事業活動情報 (4) 公共安全情報 (5) 国等協力関係情報 (6) 意思形成過程情報 (7) 事業遂行情報
決定期限（第11条）	開示等決定は請求があった日から15日以内に行う
費用負担（第13条）	手数料は無料とし、写しの作成・郵送に係る実費のみ負担
審査請求（第15条）	開示等決定に不服がある場合は審査請求を行うことができる (いわき市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問)

第3章 情報提供の推進等

実施機関の情報提供の推進（第19条）

実施機関は、保有する情報を積極的に市民に提供するように努めなければならない。

第4章 雑則

検索資料の作成（第22条）・実施状況の公表（第23条）

2 情報公開制度の運用状況

(1) 行政情報開示請求件数

行政情報開示請求件数は年々増加傾向にあり、直近5年間で請求件数は2倍以上に増加している。

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
請求件数	575	822	794	1,065	1,229
全部開示	490	730	676	935	1,097
部分開示	79	89	18	121	114
不開示	6	3	0	9	18

〔参考〕保有個人情報開示請求件数

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
請求件数	285	254	249	258	259
全部開示	102	72	88	88	81
部分開示	174	178	60	167	174
不開示	9	4	1	3	4

(2) 行政情報開示請求の内訳（令和4年度）

行政情報開示請求の内訳としては金入設計書に係る請求が最も多く、全体の約8割を占めている。請求件数が直近5年で2倍以上となったのは、金入設計書に係る請求が急増したことが要因となっている。

年度	H30		R 4	
請求内容	請求件数	比率	請求件数	比率
金入設計書	379	65.9 %	982	79.9 %
下水道台帳	99	17.2 %	99	8.1 %
食品・理美容営業許可一覧	19	3.3 %	15	1.2 %
NPO・社会福祉法人決算関係	3	0.5 %	4	0.3 %
その他	75	13.0 %	129	10.5 %

(3) 行政情報開示請求と保有個人情報開示請求の主な違い

	行政情報開示請求	保有個人情報開示請求
根拠	いわき市情報公開条例	個人情報保護法
請求対象	市が保有する行政情報	市が保有する行政情報のうち、 個人情報記録されているもの
請求権者	市民等	何人も (ただし、請求対象は自己を本人とする保有個人情報に限る)
費用負担	手数料は無料とし、写しの作成・郵送に係る実費のみ負担	

3 いわき市情報公開条例制定の経過

本市における情報公開制度は、住民の自治意識の向上や行政参加を求める意識の高まりに伴い、行政機関が保有する情報の公開が強く要望されていることを受け、情報公開制度は憲法に定める「地方自治の本旨」の重要な要素である「住民自治」の理念に沿った民主的な行政運営を進める上で欠かせないものであると認めたことから、様々な議論を重ね、平成 10 年 7 月 1 日に「いわき市情報公開条例」（以下、条例という。）の制定に至ったものの。

平成 8 年 11 月 13 日	いわき市情報公開制度懇話会を発足 (学識経験者、団体代表者等 15 名を委員として委嘱)
平成 8 年 11 月 13 日 ～ 平成 9 年 3 月 28 日	いわき市情報公開制度懇話会を合計 11 回開催し、 情報公開制度について審議
平成 9 年 3 月 28 日	いわき市情報公開制度懇話会より市長に対し、 「いわき市における情報公開制度に関する提言」を提出
平成 10 年 3 月 31 日	いわき市情報公開条例 公布
平成 10 年 7 月 1 日	いわき市情報公開条例 施行

4 情報公開制度に係る環境の変化

本市の情報公開制度は、平成 10 年 7 月より条例に基づく運用を開始し、以来 20 年以上経過している。この間、情報公開制度を取り巻く環境は次のとおり変化している。

- (1) 平成 13 年 4 月 1 日に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、情報公開法という。）が施行され、その中で地方公共団体においても法の趣旨に沿った施策の実施が求められている。

● 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (地方公共団体の情報公開) 第 25 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開 に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

- (2) 平成 10 年の条例制定以降、行政情報開示請求件数は次第に増加し、直近の令和 4 年には 1,229 件に達した。情報公開制度は市民に定着した制度になったと言える。

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
行政情報開示請求件数	575	822	794	1,065	1,229

- (3) 国においては、平成 22 年に「行政透明化検討チーム」により法改正を含めた情報公開制度の見直しが進められており、国民の知る権利の保障にふさわしい充実した内容となるよう、情報公開法の改正案が国会へ提出された。（改正法案については衆議院解散により廃案。）

5 制度見直しの必要性

(1) いわき市以和貴まちづくり基本条例に定める「めざすまちの姿」の実現

本市においては平成 29 年に「いわき市以和貴まちづくり基本条例」（以下、まちづくり基本条例）を制定し、『誰もが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「いわき」』を「めざすまちの姿」として掲げている。この「めざすまちの姿」の実現にあたっては、「情報の共有」「市民参画」「連携」を共創のまちづくりの基本原則としており、情報公開制度はこの基本原則を支える重要な制度である。まちづくり基本条例において、市は「共創のまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する」こととしており、「めざすまちの姿」の実現に向けた市の役割を果たすため、情報公開制度はより利便性が高く、かつ開かれた制度とする必要がある。

(2) 本市の施策の影響範囲

これまで本市の情報公開制度は条例の目的のとおり市民のための制度として整備・運用されてきた。しかし、デジタル社会やD Xの推進が図られている現在において、情報化の進展や経済活動の広域化等により、市政に関する情報を必要とする者は市民に限定されなくなっている。本市が行う移住定住、商工・観光に係る施策等についても、その対象は市外にまで及んでおり、行政施策の広域化と合わせ、市外の方に対しても市政に関する情報を入手する機会の保障が求められる。

(3) 社会全体のデジタル化

令和 5 年度より施行された改正個人情報保護法では、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立をその目的としており、また同法は全ての自治体に適用されることから、市が保有する情報についても官民や地域の枠を超えた利活用を前提としなければならない。

以上を踏まえ、これらの要因に対応した情報公開制度の見直しについて検討する。

なお、国に先立ち全国の自治体が情報公開条例を整備した後に、情報公開法において各自治体は法の趣旨にのっとった情報公開制度の実施が求められたことを受け、他の自治体においては法に準じた条例の制定や改正が行われている。

6 見直し検討事項

「5 制度見直しの必要性」の内容を踏まえ、次の4点について情報公開制度（情報公開条例）の見直しを検討するほか、必要に応じてその他の事項についても見直しを検討する。

(1) 請求権者

条例制定後の環境の変化等を踏まえた、行政情報開示に係る請求権者の範囲について。

(2) 手数料

行政情報開示請求に対する対価として、新たに手数料を定めることについて。

(3) 権利濫用の防止

請求権者の範囲を拡大する場合、情報公開制度の趣旨に反する請求（悪意ある請求）が行われるリスクが高まることから、請求権の濫用に該当する場合は請求を拒否することについて。

(4) 不開示情報

条例に定める不開示情報について、個人情報保護制度と同様に情報公開制度においても法の規定に合わせた文言となるよう調整することについて。

【用語】

条例	いわき市情報公開条例
請求権者	いわき市情報公開条例に基づく行政情報開示請求を行う権利を有する者
手数料	いわき市情報公開条例に基づく行政情報開示請求に係る手数料
懇話会	いわき市情報公開制度懇話会
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（地方公共団体は対象に含まれない）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（地方公共団体も対象に含まれる）
中核市	政令指定都市を除く人口20万人以上の都市で、都道府県が行う一部の事務について移譲を受け処理する

(1) 請求権者（変更）

条例制定後の環境の変化等を踏まえ、請求権者の範囲の見直しについて検討する。

【現状】

条例により、請求権者を市民等に限定している。

● いわき市情報公開条例 (請求権者) 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報（第5号に掲げるものについては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。）の開示を請求することができる。 (1) 市の区域内に住所を有する者 (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市の区域内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの
--

【現行制度の経過】

① 懇話会からの提言

請求権者について、次の3つの型に大別した上で検討を行った。

請求者区分	狭義の市民型	広義の市民型	何人型
区域内に住所を有する者	○	○	○
区域内に事業所等を有する 個人・法人・団体	○	○	○
区域内へ通勤・通学する者		○	○
利害関係者		○	○
その他（誰でも）			○

何人型とすることについて一定の意義を認めつつも、次の理由などを勘案し、あくまでも市民を中心に据えた上で範囲を拡大する形式が適当と判断し、「広義の市民型」を採用した。

- ・ いわき市における制度であり、地方自治の一環をなすものであること
- ・ 開示請求権は行政不服審査や行政訴訟にもつながる強い権利であること
- ・ 何人にまで請求権を認めた場合に市の経済的負担等に対する市民感情について考慮する必要があること

② いわき市情報公開条例の制定

いわき市情報公開条例における請求権者の範囲の設定にあたっては、懇話会の提言による考えを採用し、「広義の市民型」としている。

なお、利害関係者としては市の事業等に起因し、その者が有している権利、義務、利益等が直接影響を受け、あるいは受けることが予想される場合に該当することとしている（この場合の請求対象は利害関係がある行政情報に限定される）。

【中核市の動向】

● 請求権者の範囲

何人も	41 市
市民等（任意開示あり）	21 市
市民等（任意開示なし）	3 市

条例制定以降、請求権者を「何人も」へ拡大した中核市は 14 市。

任意開示も含めると、市民等以外に対して請求権を認めていないのは中核市では 3 市（秋田市、いわき市、倉敷市）のみ。

※ 任意開示とは、情報公開条例に定める請求権者には該当しない者に対し、情報公開条例に準じて任意に開示を行う制度。任意開示の場合は決定に対する審査請求権を認めないこととしている。

【見直し案】

《請求権者を「何人も」へ拡大する》

本市は中核市として通常県が担っている事務の一部について、その権限（保健所の設置など）が移譲されている。また、本市が行う政策、特に商工・観光・産業に係る施策についてはその影響が市外にまで及んでおり、市政に対する説明責任は市民や市内在住者に留まらない。

また、本市の情報公開条例が平成 10 年に施行となったのち、平成 13 年に国の情報公開法が施行されている。この情報公開法では全ての者に情報公開請求権を認め
ており、各自治体においてもこの法の趣旨に沿った施策の実施が求められている。

さらに、全国的に地方行政のデジタル化が推進されており、市が保有する情報に
についても官民や地域の枠を超えた利活用を前提としなければならない。

これらの事項を踏まえ、本市における今後の情報公開制度の在り方として、請求権者は市民等に限定すべきではないことから、請求権者を「何人も」へ拡大する。

【請求権者拡大イメージ】

別添 1 参照

(2) 手数料（新設）

行政情報開示請求に対する対価として、新たに手数料を定めることについて検討する。

【現状】

いわき市情報公開条例により、手数料は無料としている。

ただし、写しの作成及び送付に要する費用については実費の負担を求める。

● いわき市情報公開条例
(費用負担)

第 13 条 行政情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 写しの交付により行政情報の開示を受ける請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

【現行制度の経過】

① 懇話会からの提言

情報公開制度の運営にあたっては、職員人件費、窓口整備費、決定通知書等の印刷費、請求者との連絡調整にかかる通信運搬費、不服申し立てがあった場合の審査会運営費など多種・多額の費用が生じる。

手数料の設定について自治体間で様々な相違点があるが、閲覧等に係る手数料を設定するかという点に大きな違いがあり、次の2つの考え方に大別される。

- ・ 情報の開示は「特定の者のためにする事務」であり、公平な負担の原則から受益者負担とすべき。(制度の趣旨を逸脱した請求の抑制も兼ねる)
- ・ 公正で開かれた行政運営の推進を目的に開示請求権を保障するという趣旨に鑑み、住民側の権利と行政側の義務とを具体化する基本的手段である行政情報開示請求は無料とすべき。

懇話会においては手数料を設定すべきとの意見もあったものの、情報公開制度の創設にあたり、市民の利用を促進することが重要であるとの見地に立って、手数料を設定するべきではないと結論付けた。

ただし、将来においては事務量の増加に伴う手数料の設定も検討すべきとの意見も相当数あった。

② いわき市情報公開条例の制定

いわき市情報公開条例における開示請求に対する手数料の設定にあたっては、懇話会の提言による考えを採用し、市民等の制度利用を促進する観点から手数料を無料としている。

【中核市の動向】

● 手数料（実費以外の費用）の設定状況

手数料を設定していない	53 市
手数料を設定している	8 市

	一律で設定	2 市	
	区分ごとに設定	6 市	① 市民等／市民等以外 4 市 ② 市民等／市内法人／その他 1 市 ③ 営利目的／その他 1 市

● 手数料の額 別添 2 参照

● 条例制定後に手数料の設定を見直した自治体

無料化	4 市	福島市、八王子市、尼崎市、久留米市
有料化	3 市	柏市、豊田市、那覇市
増額	1 市	吹田市
新規区分の設定	1 市	郡山市

● 有料化・無料化の理由

〔有料化〕

- ・ 制度利用者とその他の者における費用負担の公平性を図るため
- ・ 受益と負担の公平性を確保するため
- ・ 制度利用と費用負担のバランスを図り、制度を適切に維持するため

〔無料化〕

- ・ 市政への市民参加を促進するという条例の目的を達成するため
- ・ 公正で開かれた市政の実現に向け、より利用しやすい制度とするため
- ・ 情報公開制度の趣旨に鑑み、開かれた行政を実現するため

【見直し案】

《案1 請求者に対し一律に手数料を設定する》

情報の開示を「特定の者のためにする事務」であるにとらえ、公平な負担の原則から受益者負担とし、市民、その他の者に関係なく一律に手数料を設定し、これを徴収する。

● 設定する手数料案

開示実施手数料として、開示対象文書1枚あたり10円（別添3参照）

※ 設定する場合の金額については別に要検討。

● 課題

- ・ 現在、手数料を無料としている市民等に対しても手数料を設定、徴収することとなり、現行制度における請求権者にとっては制度後退につながる。
- ・ 市民等に対しても手数料を設定することについて理解を得る必要。

《案2 市民等以外に対し手数料を設定する》

現行の条例の下では、請求権がある市民等に対して手数料は徴収しておらず、開示の実施に要する実費のみ費用負担を求めている。これは、条例が「市の機関の諸活動を市民に説明する責務」及び「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資すること」をその目的としているところ、その目的達成のため、制度の利用促進及び住民の権利保障、行政側の義務を具体化するための基本的手段である行政情報開示請求は無料とすべきとの判断によるものである。

今回の見直しに伴い請求権者が拡大となっても現行条例により請求権がある者（市民等）に対する費用負担の考え方に変更はない。しかし、新たに請求権が生じた者については、請求権を新たに認めるものの、行政情報開示請求にあたっては市職員の事務が新たに発生することとなり、この事務処理に要する費用については当該請求による受益者（請求者）が負担すべきものである。

このことから、市民等以外の者については手数料を設定し、これを徴収する。

● 手数料負担イメージ

別添4参照

● 設定する手数料案

案1と同様（別添3参照）

● 課題

- ・ 市の政策が市外にも影響していることに鑑み請求権者を拡大するのであれば、市民等以外であっても市政への参画を促すため、利用しやすい制度とすべき。
- ・ 請求権者の拡大に伴い、年間どの程度の請求が生じ、どの程度の事務負担が生じるか予測できない現在において、適切な費用の設定が可能であるか。

《案3 現状どおり（実費負担のみ）》

情報公開制度はその目的にあるとおり、「市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」ための制度である。このことから、情報公開制度はできる限り利用しやすい制度である必要があり、費用負担についても最小限とすべきである。

新たに市民等以外に対して請求権を認めることとしてもこの考え方に変わりはなく、市の施策の影響が市外にも及んでいることから請求権を拡大したことを踏まえると、従前から請求権があった市民等と同様に知る権利を保障すべきである。

このことから、手数料について設定しない。

ただし、請求権の拡大に伴い、情報公開制度の運営に支障が生じるような事態が見込まれる場合には、手数料の設定について再度検討することとする。

● 課題

- ・ 請求権の拡大に伴い市外事業者等による営業目的の請求が急増した場合など、情報公開制度の本来の目的から外れた請求に対応するための市職員の負担が発生し、間接的に市民等に負担が生じる。

【参考】

市では行政情報開示請求の比率が最も高い金入設計書について、令和6年度より情報提供としてこれを公表する制度の開始を予定している。これにより、情報公開件数については大幅に減少するものと見込んでいる。

● 開示請求件数の推移

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
請求全体	575 件	822 件	794 件	1,065 件	1,229 件
金入設計書件数	379 件	634 件	601 件	817 件	982 件
金入設計書割合	65.9 %	77.1 %	75.7 %	76.7 %	79.9 %

● 情報提供制度による効果の試算（令和4年度ベース）

	金入設計書	下水道台帳	その他	合計	効果
導入前	982 件	98 件	149 件	1,229 件	73% 減
導入後	84 件	98 件	149 件	331 件	

※ 情報提供制度では 500 万円以上の建設工事等を対象に情報提供（公表）を実施することとしている。令和4年度の請求実績によると、情報提供制度の開始により金入設計書に係る請求の約 91.5%について情報提供が可能となる。

(3) 権利濫用の防止（新設）

請求権者の範囲を拡大する場合、情報公開制度の趣旨に反する請求（悪意ある請求）が行われるリスクが高まることから、請求権の濫用と認められる場合に請求を拒否することについて検討する。

【現行制度の経過】

現行条例においては権利の濫用についての規定は無く、懇話会の中でも特段議論はされていない。

ただし、開示を受けた情報の適正使用については次のとおり規定している。

● いわき市情報公開条例

（適正使用）

第4条 行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない

これは社会通念上の良識に従った使用の責務を訓示的に定めたものであり、開示を受けた情報を使用し第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、条例の目的を逸脱する行為に対する指導の根拠となるもの。

【中核市の動向】

● 中核市における権利の濫用に係る規定の有無

規定無し	48 市				
規定有り	14 市	条例のみ	7 市		
		条例＋要綱・基準	1 市	要綱・基準のみ	2 市
		条例＋手引等	3 市	手引等のみ	1 市

● 権利の濫用にあたりと判断した事例

- 全ての課に対して公開時の立会を求めるなど、請求の目的が行政文書の公開以外にあることが明らかに認められたため、濫用と判断した。
- 請求者が閲覧，費用の支払等をしない等の理由により、権利濫用と判断し、その状態が解消されるまで、新たな開示請求の処理を保留する旨を請求者に通知して対応した。
- 対象公文書が大量（約 17 万件）となる請求があり、対象文書の範囲を絞り込むよう補正を求めたが応じなかったため、権利の濫用に当たると判断した。

【見直し案】

《権利の濫用に係る規定を定める》

請求権拡大に伴うリスク回避のため、権利の濫用に係る規定を定める。また、実効性のあるものとなるよう、具体的な基準等を定めるとともに、広く知らしめる。

● 他自治体の条文例

(権利の濫用の禁止) ⇒ 品川区

第〇条 この条例の規定に基づき行政情報の公開または自己情報の開示を請求しようとする者は、その権利を濫用してはならない。

(開示請求権) ⇒ 江戸川区

第〇条 何人も、実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(利用者の責務) ⇒ 荒川区

第〇条 この条例の定めるところにより情報の公開又は提供を受けようとするものは、情報の公開等を請求する権利を濫用することなく、第1条に規定する目的に即した適正な請求に努め、情報の公開等を受けたものは、これによって得た情報を、同条に規定する目的に即して適正に使用しなければならない。

2 実施機関は、利用者が前項の請求をする権利を濫用していると認める合理的な理由があるときは、当該請求を拒否することができる。

【参考】

全国市民オンブズマン連絡会議が実施した情報公開制度に係る調査結果(都道府県・政令市・中核市対象)の中で、権利の濫用について次のとおり示されている。

- ・ 権利濫用を理由とする請求の却下(または拒否)の運用が自治体によって恣意的に行われる可能性を危惧せざるを得ない。
- ・ 却下規定がなくても、請求が権利濫用にあたるごく例外的な事例が発生した場合には、請求は却下できる。
- ・ 権利濫用の判断がそれこそ濫用されるのではないか。
- ・ 濫用判断の制度設計においては、濫用に該当する場合をできるだけ容易に判断できるよう、事例の類型化と具体例を定めること、公正な手続きを行うために、公平な第三者の決定への関与を組み込み、それを条例化することが、恣意的な運用を防止するとともに、自治体職員の判断を容易にするうえでも必要と考える。

(4) 不開示情報（変更）

【概要】

令和5年4月より改正個人情報保護法が施行となったことに伴い、個人情報保護制度における不開示情報は国と市の間で同一の規定となった。一方、情報公開制度における不開示情報は、国と市の間で大枠は変わらないものの、条文レベルでの整合性は図られていない。

このことから、情報公開条例に定める不開示情報について、情報公開法に合わせた内容とすることについて検討する。

【理由】

行政情報開示請求における不開示情報と個人情報開示請求における不開示情報については、これまでどちらも条例により定めていたことから、整合性が図られた内容となっていた。しかし、令和5年度に改正個人情報保護法が施行され、個人情報開示請求における不開示情報については個人情報保護法の定めによることとなったことから、行政情報開示請求と個人情報開示請求における不開示情報について、不開示情報の大枠は変わらないものの、条文レベルでの整合性は図られておらず、不開示等の判断にあたり微妙な差異が生じるおそれがある。

このことから、情報公開条例に定める不開示情報についても、情報公開法に合わせた内容とし、整合性を図るもの。

● 令和5年3月以前

	情報公開に係る不開示情報	個人情報開示に係る不開示情報
国	情報公開法	個人情報保護法
いわき市	情報公開条例	個人情報保護条例

● 令和5年4月以降

	情報公開に係る不開示情報	個人情報開示に係る不開示情報
国	情報公開法	個人情報保護法
いわき市	情報公開条例	

※ 情報公開法と個人情報保護法における不開示情報は整合性が図られている。

【見直し案】

● 不開示情報の比較

別添5 参照

5 情報提供の推進

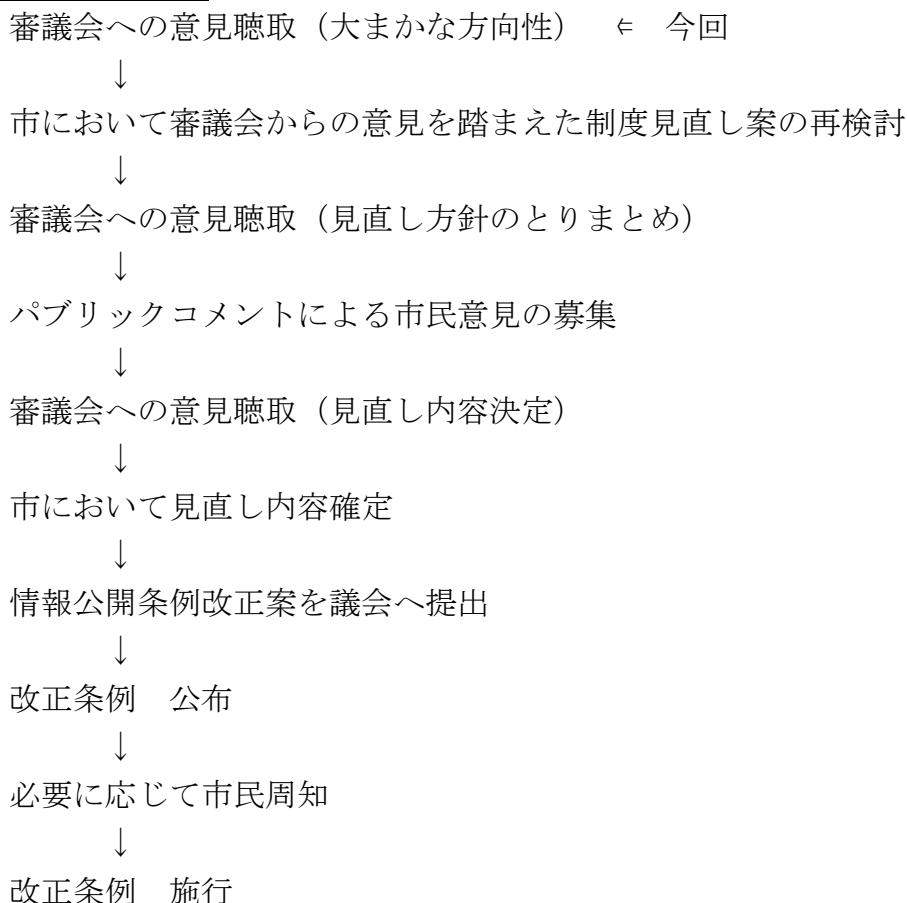
今回の情報公開制度の見直しにあたっては、条例に定める事項の見直しとは別に、条例の趣旨に沿った市の自主的な情報提供の推進を図るべきである。

このことから、情報公開制度の充実の一環として、次の事項についても取り組みを進めることとしている。

【情報提供による金入設計書の公開】

本市における行政情報開示請求は年々増加傾向にあり、特に金入設計書に関する開示請求は直近の令和4年度において、請求全体の約8割を占めている。金入設計書については全部開示となる場合がほとんどであり、開示請求によらず、市が積極的に情報提供を行っても市の業務に支障は生じない。このことから、金入設計書の情報提供の実施に向けた全庁的な運用ルールを定めることにより、開かれた市政の推進を図るとともに、行政情報開示請求に係る職員の事務負担軽減を図る。

6 検討の進め方



【 請求権者拡大イメージ 】

現 状	市民	市民等	
	市の区域内に住所を有する者	- 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 - 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 - 市の区域内に存する学校に在学する者 - 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの (例：納税義務者、不動産所有者、行政処分関係者など)	
見直し後	何人も		
	市民	市民等	市民等以外
	市の区域内に住所を有する者	- 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 - 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 - 市の区域内に存する学校に在学する者 - 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの (例：納税義務者、不動産所有者、行政処分関係者など)	(想定される市民等以外の情報公開請求者) - 入札参加予定の市外事業者 - 市内への出店を検討している事業者 - 学術研究関係者 - オンブズマン - 大手システム開発事業者(積算システム、地図ソフト、各種行政サービス)

【 中核市における開示請求・開示実施手数料の設定状況 】

	開示請求手数料	開示実施手数料
川口市	公文書 1 件あたり、 ・ 市民等 100 円 ・ 市民等以外 200 円	
越谷市	公文書 1 件あたり、 ・ 市民等以外 200 円 （市民等は無料）	
柏市		〔閲覧〕 50 枚までごとに、 ・ 市民等 50 円 ・ 市内法人等 75 円 ・ その他 100 円 〔写しの交付〕 A 4 白黒 1 枚当たり、 ・ 市民等 10 円 ・ 市内法人等 15 円 ・ その他 20 円 （実費負担を含む）
横須賀市	請求 1 回あたり、300 円	〔閲覧〕 100 枚までごとに、100 円 〔写しの交付〕 A 4 白黒 1 枚当たり、20 円（実費負担を含む） ※ 閲覧・写しの交付ともに 300 円までは無料
豊田市	請求 1 件あたり、200 円	100 枚を超えた枚数 1 枚当たり、10 円
吹田市	請求 1 件あたり、市民等以外は 300 円	部分開示となる場合は開示文書が 100 枚を超えた枚数 1 枚当たり、5 円
枚方市	任意開示（請求権者以外）の場合、請求 1 件あたり 300 円	
那覇市		営利目的の請求の場合は写しの交付（白黒）1 枚あたり、30 円 （実費負担を含む）

※ この他、開示する文書の規格・媒体により細かく設定されている場合がある。

【 手数料積算 】

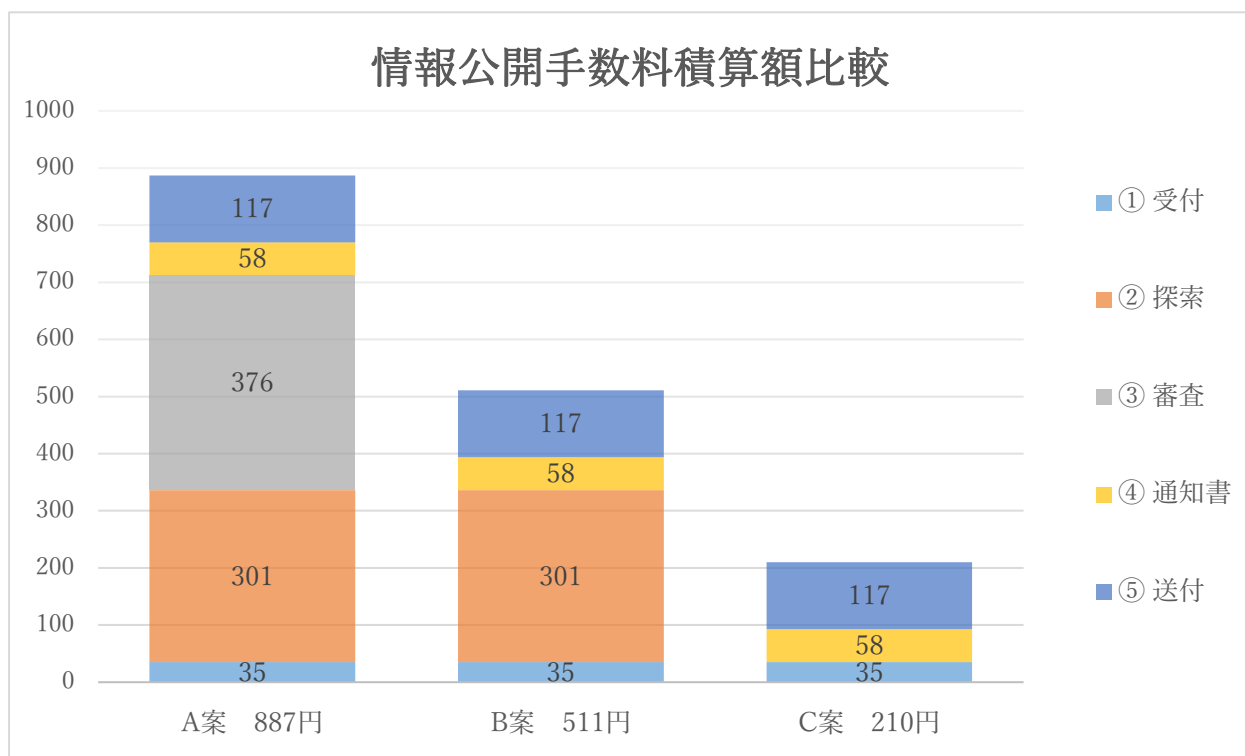
総務省における手数料の積算方法をベースに積算すると次のとおり。

- ① 開示請求書の記載事項の確認等の受付事務 35 円（1 分）
- ② 請求のあった行政文書の探索事務 168 円（4.83 分）
- ③ 開示・不開示の審査事務 376 円（全部開示 1 分/一部開示・不開示 15 分）
- ④ 決定通知書の記載、公印押印、封筒あて先記載等の書面作成事務 58 円（1.67 分）
- ⑤ 決定通知書の送付事務 35 円（1 分）＋ 郵送代 82 円

※ 人件費単価：1 時間当たり 2,093 円

・いわき市職員平均給与月額：324,400 円（R5.1 時点）

・いわき市職員平均時給 ＝ 給料月額×12 か月÷（7.75 時間×（5 日×52 週－休日））
 ＝ 324,400 円×12 か月÷（7.75 時間×（5 日×52 週－20））
 ≒ 2,093 円



総務省ではパブリックコメントの結果を踏まえC案の積算を採用している。

本市においてもC案の積算を採用した場合、請求1件あたりに要する人件費は210円となる。

これを開示文書1枚あたりに置き換えると次のとおり。

- ① 令和4年度情報公開請求件数 246 件（情報公開センター受付分のみ。金入設計書は除く。）
- ② ①に係る開示文書枚数 5,121 枚
- ③ 請求1件あたり平均開示枚数 20.8 枚（②÷①）
- ④ 開示文書1枚あたり職員人件費単価 10 円（210 円÷③）

よって、本市における手数料は10円とする。

【 費用負担イメージ 】

現 状	区分	市民等
	写しの作成に要する費用 (コピー代)	白黒 1 枚当たり 10 円 カラー 1 枚当たり 20 円
	手数料	無料 (設定無し)
	費用負担の例 (対象文書が白黒 10 ページの場合)	≪ 閲覧 ≫ <u>無料</u> ≪ 写しの交付 ≫ <u>100 円</u> (10 円×10 枚)

見直し後	区分	市民等	市民等以外
	写しの作成に要する費用 (コピー代)	白黒 1 枚当たり 10 円 カラー 1 枚当たり 20 円	
	手数料	無料	1 枚当たり 10 円
	費用負担の例 (対象文書が白黒 10 ページの場合)	≪ 閲覧 ≫ <u>無料</u> ≪ 写しの交付 ≫ <u>100 円</u> (10 円×10 枚)	≪ 閲覧 ≫ <u>100 円</u> (10 円×10 枚) ≪ 写しの交付 ≫ <u>200 円</u> (10 円×10 枚+10 円×10 枚)

↑ 変更なし

 ↑ 請求権者拡大に伴い新規設定
 ※ 金額については今後要検討

【 条例と法における不開示情報比較 】

情報公開条例	情報公開法
(行政情報の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があつた場合は、当該開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、当該請求者に対し、当該行政情報について開示をしなければならない。	(行政文書の開示義務) 第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
【法令秘情報】	
(1) 法令の規定により開示をすることができないと認められる情報	※ 他の法令により不開示となる情報については、通常、本条各号のいずれかに該当するものと考えられるため、規定がなくても実質的には不開示となる。
【第3者に関する情報】	
(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

情報公開条例	情報公開法
ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名に係る部分	ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
【匿名加工情報】	
	一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

情報公開条例	情報公開法
【法人等事業活動情報】	
(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害又は侵害から人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。	二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
【公共安全情報】	
(4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
【国等協力関係情報】	
(5) 市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に係る事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの	三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

情報公開条例	情報公開法
【意思形成過程情報】	
(6) 市の機関内部又は市の機関と国等の機関との間の審議、検討、協議等に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
【事業遂行情報】	
(7) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、人事管理その他の市の機関の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
	ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
	ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
	ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
	ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

いわき市における情報公開制度に 関する提言

平成9年3月28日

いわき市情報公開制度懇話会

提 言 に あ た っ て

今日、戦後50有余年を経た民主主義社会の成熟を背景として、住民の自治意識の向上や行政参加を求める意識の高まりに伴い、行政機関が保有する情報の公開が強く要請されている。特に、本市のように住民に身近な基礎的地方公共団体においては、行政情報の公開は、憲法の定める「地方自治の本旨」の重要な要素である「住民自治」の理念に沿った民主的な行政運営を進める上で欠かせないものである。

いわき市情報公開制度懇話会は、以上のような情報公開の重要性にかんがみ、本市における情報公開制度の整備について幅広い視点から調査審議し、本市にふさわしい制度づくりを進めるため、平成8年11月13日に学識経験者や各種団体の代表者など15名が委員として委嘱され、発足した。以来、本懇話会は、既に情報公開制度を導入している先進地の視察を行い、制度の基本原則をはじめとして、法制度上の問題点を含め、制度全般についてあらゆる角度から慎重に審議を重ねてきた。そのため、会議の開催回数は、当初予定していた7回を大幅に超え、11回を数えた。

審議の過程においては、各委員から様々な考え方が出され、項目によっては意見が分かれたものもあったが、論議を尽くすことにより全体的に提言として一致を図るよう努めた。また、審議に当たっては、効率化を図るため、さきに市職員によって取りまとめられた「情報公開制度調査検討結果報告書」を素材としたが、この内容にとどまることなく、本懇話会の発足の直前に発表された政府の行政改革委員会・行政情報公開部会が策定した「情報公開法要綱案」の内容、既に情報公開制度を導入している他の地方公共団体の内容、情報公開に関する裁判例や報道の内容も加え、さらには自治体オンブズマンや外部監査制度などの広い意味においての情報公開の推進に関する資料も大いに参考として、本市の制度として採り入れるべき先進的な内容と思われるものは採り入れるよう努めたところであり、総じて「情報公開制度調査検討結果報告書」よりも一歩踏み込んだ内容とすることを心掛けた。

以上のような経緯により、本市の情報公開制度の整備に関し本懇話会の意見を取りまとめ、今回、提言する運びとなった。今後は、市当局において、この提言を尊重の上、情報公開制度の確立へ向けて着実に作業を進められることを期待するものである。

なお、冒頭に述べたように、情報公開制度の確立は、「地方自治の本旨」に即した民主的な行政運営を進めるために必要なものであるが、民主的な行政運営の確保は、情報公開制度のみをもって全うされるものではなく、会議公開制度、行政手続制度、個人情報保護制度、資産公開制度など、他の制度と様々に関係し合った上で、その相乗効果の結果としてなされるものである。その意味において、市当局においては、情報公開制度の導入にとどまることなく、自治体オンブズマン制度や外部監査制度な

ど、より一層の行政の民主化の推進のための施策を検討されることを希望する。

今後、地方分権の推進とともに、地方公共団体においては、自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図ることが求められる。市制施行以来30年という節目を経て、21世紀へ向けての新たな第一歩を踏み出そうとする本市にとって、今回のこの提言が、市民と行政とが連携して「協働作業」によるまちづくりを進め、さらなる発展を続けるための一助となるならば、委員一同これに勝る喜びはない。

平成9年3月28日

いわき市長 岩 城 光 英 様

いわき市情報公開制度懇話会
会長 馬 目 佳 彦

第1
頁
頁
頁

第2
頁
頁
頁

頁
頁

頁
頁
頁

目 次

ページ

第1章 情報公開制度の基本的な考え方	1
第1節 制度の意義	1
第2節 制度の基本原則	4
第3節 制度化の法形式	5
第2章 情報公開制度の内容	6
第1節 目的	6
第2節 実施機関	8
第3節 対象情報	9
1 情報の形態	9
2 情報の公的性格	10
3 既存の保有情報	11
第4節 請求権者	13
第5節 非開示事項	15
1 非開示事項として掲げる項目	15
(1) 法令秘情報	16
(2) 個人情報	17
(3) 法人等事業活動情報	20
(4) 安全、犯罪予防等情報	22
(5) 国等協力関係情報	23
(6) 意思形成過程情報	25
(7) 事業執行情報	26
2 非開示事項として掲げない項目	27
3 非開示事項の規定方法	29
第6節 部分開示及び時限開示	31
第7節 救済制度	32
第8節 開示システム	35
1 請求方法	35
2 受付窓口	36
3 第三者保護手続	37
4 決定期間	38
5 開示方法	39

第9節	費用負担	41
第10節	他の制度との調整	43
第11節	情報提供活動の充実	45
第3章	今後の取組	46
第1節	文書管理の改善と検索体制の確立	46
第2節	個人情報保護制度の確立	48
第3節	職員の意識啓発	49

第1章 情報公開制度の基本的な考え方

第1節 制度の意義

情報の公開は、民主主義にとって重要な意義を有するものである。特に、いわき市のように住民に最も身近な基礎的地方公共団体においては、情報公開制度を整備することにより、住民と行政との間で行政情報の共有化を図ることが、憲法の定める「地方自治の本旨」に即した行政運営を推進する上で不可欠の要件である。

本市においては、これまでも行政機関の側からの自発的な情報提供や個別法に基づく公告、閲覧などが行われてきたが、新たに「市の機関が保有する行政情報全般について開示を求めることを市民の権利として保障する制度」を創設し、市民の側からの能動的な情報の開示請求を認めることによって市民と行政との間の情報流通に双方向からの流れを確保し、充実を図ることが極めて重要である。

以上のような認識を踏まえ、本市においては、新たに「市の機関が保有する行政情報全般について開示を求めることを市民の権利として保障する制度」としての情報公開制度を創設するとともに、従来から行われてきた自発的な情報提供活動の一層の充実を図り、両者を一体的に推進するものとして総合的な情報公開の確立を目指すべきである。

情報公開制度は、形式的に制度を導入しただけで確立されるものではなく、適正に運用され、不断に活用されてこそ意義がある。したがって、行政側の組織全体の意識改革が行われることが、制度確立の前提として求められるものである。

【説明】

- 1 「情報なくして参加なし」という言葉のとおり、民主主義社会の健全な発展のためには、情報の公開が極めて重要な意味を持っている。公的な問題について、主権者である住民の意思が十分に反映された適切な行政運営をするためには、住民一人ひとりが当該問題に関する情報を十分に得ることができ、それを吟味した上で責任ある意思形成を図ることが前提となるからである。

今日の行政、特に本市のように最も住民に身近な基礎的地方公共団体は、様々な分野において施策を展開し、住民の生活に幅広くかかわることにより住民福祉の向上に大きな役割を果たしているが、社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、より広範かつ複雑で多岐にわたる施策が求められるようになっている。このことは、必然的に行政の制度や仕組みも複雑化することを意味し、行政にとって

は効率的な施策の遂行を図るあまりに、ともすれば閉鎖的になり、住民にとっては身近な地方公共団体を通じて実施される個別の施策を理解することが容易ではない状況となって、結果的に住民の行政に対する無関心や反感を生み出すことにつながるおそれがある。

本市における情報公開制度の整備は、「行政情報は、権利の主体である市民と市の機関との共有物である」という理念の下に行政情報の共有化を図り、いわゆる「ガラス張り」の透明な市政が行われることによって、憲法第92条に定める「地方自治の本旨」に即した民主的な市政運営の推進の原動力となる役割を果たすことが期待されるものである。

- 2 本市は、これまでも「市民参画によるまちづくりの推進」を標榜し、広報誌の発行や各種審議会、懇談会の開催など、様々な形で情報提供活動の充実に努めてきた。また、財政状況の公表や都市計画案の縦覧など、個別の法律等に基づき特定の行政情報について市民に公開する制度もあった。これらは、広い意味における情報公開の一環をなすものといえる。

しかしながら、従来の情報提供活動によって提供される情報は、提供する相手方や目的によって行政の側が選択し、分かりやすく加工したものであり、個別的な法律により公開される情報は、その法律が対象とする限定的なものにとどまるという点で限界があり、より一層行政運営の公開性を向上させるためには、このような従来の活動、制度に加え、市民の側から能動的に、行政側の選択や加工を経ない「生の行政情報」を全般的に入手できる制度を確立することが必要である。この意味において、「市の機関の保有するすべての行政情報を対象として、市民一人ひとりがそれらの情報の開示を請求する権利を保障する制度」、言い換えれば、「市民の請求により行政情報全般について開示することを市の機関に義務付ける制度」を新たに創設することは、従来の情報提供活動と相まって、市民と行政機関の双方向からの情報の流れを確保し、充実を図る上において相互補完的な役割を果たすものであり、極めて重要なものである。

- 3 本市においては、「市の機関が保有する行政情報全般について開示を求めることを市民の権利として保障する制度」としての情報公開制度を創設することが必要であるが、このことは、市の機関の側からの自発的な情報提供活動が従来の水準のままでよいということを意味するものではない。前述したように、新たに創設される情報公開制度と従来からの情報提供活動とは、両者が相まって相互補完的な役割を果たしながら市民が行政情報を十分に得ることを可能にしているものであり、むしろ行政の側には、その行う施策について主権者である住民に対し自ら積極的に説明し、両者が納得の上で施策を進行させるという責務があるからである。

したがって、従来の情報提供活動についても、より一層の充実を図り、新たに創設される情報公開制度とともに、両者を一体的に推進するものとして総合的な情報公開の確立を行っていくことが必要である。

- 4 情報公開制度を確立するためには、単に形式的に制度を導入しただけで満足することなく、適正に運用され、不断に活用されるように努めなければならない。そのためには、ともすれば情報の公開に消極的になりがちである行政の組織全体の意識を改革し、積極的に情報の公開を推進するよう発想を転換した上で制度が運用されることが前提として求められるのである。

第2節 制度の基本原則

制度化に当たっては、次に掲げる項目を基本原則として、これに従って行うべきである。

- ① 「公開原則」の確立
- ② プライバシーの保護
- ③ 利用しやすい制度の確立
- ④ 公正な救済制度の確立

【説明】

- 1 情報公開制度は、行政情報全般について住民に開示請求権を保障し、行政機関に開示義務を課すものであるから、開示の対象となる情報は、可能な限り広範囲であることが必要である。したがって、本市が保有する情報は、原則として開示するものとし、例外的に開示しない情報は、開示しないことに合理的な理由がある必要最小限の範囲に限定するべきである。
- 2 「他人に知られたくない私的事柄をみだりに公表されないという人格的利益」であるプライバシーの権利は、個人の尊厳にかかわる基本的人権の1つであり、最大限に尊重されなければならない。したがって、「公開原則」の立場に立つ情報公開制度の下においても、プライバシーに当たる個人情報、非開示事項として取り扱い、不当に侵害されないような措置を講ずるべきである。
- 3 理念的に優れた制度であっても、現実の手續が市民にとって利用しにくいことにより活用されない状態であれば無意味なものに過ぎず、多くの市民が利用してこそ、この制度の意義がある。したがって、請求方法の簡素化、費用負担の軽減、検索システムの確立、受付窓口体制の整備、窓口担当職員の適切な相談、案内などについては、利用者の立場に立って考慮し、市民が利用しやすい制度となるような便宜を図るべきである。
- 4 情報の開示請求が拒否された場合において、その決定は、行政処分となるため公正な救済措置を講じる必要がある。したがって、市民の開示請求権を保障する裏付けとして、開示請求が拒否された場合について、公正、簡便、迅速という面を勘案しながら救済制度の確立を図るべきである。

第3節 制度化の法形式

条例により制度化すべきである。

【説明】

- 1 情報公開制度は、今後の市政運営の基本にかかわる重要な制度であるから、条例として、市民の意思を代表する議決機関である市議会の審議を経て、その議決を受けた上で制定されるべきである。このことは、いったん制定された後は、その改廃に際しても議会の審議及び議決を要することにより、安易な改廃を防止する意味において制度の安定性、継続性が担保されることにもなる。
- 2 他の地方公共団体においては、まれに条例でなく規程や要綱によって制度化している例もみられるところであるが、規程や要綱は、本質的に行政の内部的な事務処理のための定めであることから、市民に対する開示請求権の保障という制度の中心点があいまいなものとなり、単なる行政サービスの一環としてとらえられるおそれがあるため適当でないと考える。
- 3 救済制度の具体的な機関としては、後述するように地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関としての設置が想定されるが、この附属機関は、条例によらなければ設置できないことも理由の1つとして挙げられる。

第2章 情報公開制度の内容

第1節 目的

4

制度の目的としては、「地方自治の本旨に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、行政情報の開示及び提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること並びに市民による市政の監視及び市政参加の充実に資すること」を掲げるべきである。

【説明】

- 1 冒頭に掲げる「地方自治の本旨」は、憲法第92条及び地方自治法第1条において用いられている言葉であり、地方行政が当該地方の住民の意思と責任において処理されるべきであるという「住民自治」の理念と、地方行政が国家から独立した団体によって処理されるべきであるという「団体自治」の理念との結合の上に成立する観念である。
情報公開制度は、行政情報の共有化によって「市政運営の公開性の向上を図り」、「市民による市政の監視及び市政参加の充実に資すること」を直接の目的とするが、このことを通じ、最終的には、憲法に定める「地方自治の本旨」に基づく民主的な市政運営の実現を目指すものであることを明確にしたものである。
- 2 「行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、行政情報の開示及び提供の推進に関し必要な事項を定めることにより」の部分は、市民に対する行政情報の開示請求権の保障と情報提供活動の推進に関し記述したものであり、既に第1章第1節の「制度の意義」の中において提言したように、本市における情報公開のあり方としては、「市の機関が保有する行政情報全般について開示を求めることを市民の権利として保障する制度」としての情報公開制度の創設とともに、従来から行われてきた自発的な情報提供活動の一層の充実を一体的なものとして推進していくものであることを明確にしたものである。
- 3 「市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること」の部分は、行政機関の「説明責任」（いわゆる「アカウンタビリティ」）の概念を採り入れて表現したものである。民主制の下にある近代的な行政制度であっても、旧来の封建的な「お上」意識を残したまま「由らしむべし、知らしむべからず」という気風の下に行政が運営されるならば、それは、「地方自治の本旨」からはかけ離れたものと言わざるを得ない。むしろ、行政の側には、その行う施策につ

いて主権者である住民に対し自ら積極的に説明し、両者が納得の上で施策を進行させることが求められているのである。

- 4 この節においては、情報公開制度の開示請求権の法的位置付けにかかわって、いわゆる「知る権利」を目的の規定中に明記すべきかどうかについて論議がなされた。

「知る権利」は、憲法上明記された権利ではないが、憲法の各条項と関連付けて、次のように様々に論じられている。

1つは、憲法第21条に根拠付けて、「表現の自由」が国民が報道や出版の活動を通じて流される情報を権力に妨害されずに受け取る自由を保障したものにとどまらず、行政機関が保有する情報の開示請求権としての「知る権利」をも含むという主張である。さらに、「表現の自由」のほか、「幸福追求権」、「思想及び表現の自由」、「学問の自由」、「教育を受ける権利」、「地方自治の本旨」などの憲法の各条項に関連付けて論じるものもある。

しかしながら、一方では、憲法第21条の保障する「表現の自由」は、あくまで自由権であって請求権的なものは含まないとする考え方がある。また、憲法に根拠付けて「知る権利」の存在を主張する見解の中にも、「知る権利」が抽象的権利であるにとどまり立法措置によって初めて具体的な権利になるという考え方や、憲法上既に具体的な内容をもって存在する権利であるという考え方が存在している。最高裁判所の判決においては、「表現の自由」との関連で「知る権利」が言及された例があるが、それは、あくまで「報道の自由」との関連で述べられたものであり、情報の開示請求権としての観点から言及されたものではない。

このように、「知る権利」については、様々な論議がなされている過程にあるのが現状である。

本懇話会においては、「『知る権利』を目的規定中に明記して、開示請求権を憲法上の権利につながる強いものとして位置付けるべきである」という意見も提出されたところであるが、上に述べたように、「知る権利」がいまだ憲法上の権利として確立されたものとはいえないとする判断が大勢であったため、「知る権利」の明記については提言の中に加えないこととした。ただし、このことは、情報公開制度において保障される市民の開示請求権の重要性を、いささかも軽んじるものでは決してない。開示請求権は、法的位置付けについては様々な解釈の仕方があるのが現状であるとしても、その解釈の仕方によって開示請求権の重要性が変動するものであってはならず、最大限に保障されるべきものである。

第2節 実施機関

制度の実施主体となる実施機関は、次に掲げるとおりとするべきである。

- ① 市のすべての執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）
- ② 消防長、水道事業管理者
- ③ 議会

【説明】

- 1 情報公開制度における実施機関とは、「住民からの開示請求に対する開示義務その他制度上定められた様々な義務を負い、開示又は非開示を決定する主体となる機関」である。
- 2 本市の機関は、執行機関と議決機関に大別される。執行機関としての各機関は、それぞれ独自の権限や機能を有する独立した組織であり、情報公開制度においても、それぞれ独立した実施機関として位置付けられるべきである。
- 3 消防長は、地方自治法とは別に消防組織法によって規定されており、執行機関として独立したものではなく、市長の補助機関に当たるものであるが、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する立場にあって、消防に関する固有の権限を有していることから、情報公開制度上独立した実施機関として位置付けられるべきである。
- 4 水道事業管理者は、地方公営企業法によって規定されており、消防長と同様に執行機関として独立したものではなく、市長の補助機関に当たるものであるが、水道局の組織は地方公営企業として独立性を有し、その管理者は水道業務の執行に関し市を代表するという権限を有していることから、情報公開制度上独立した実施機関として位置付けられるべきである。
- 5 議会は、執行機関とは区別された独自の成立基盤に立った意思決定機関であるが、単なる意思決定機関としてのみならず、市民の代表として様々な活動を行っている。また、市民の側からは、地方公共団体として執行機関と議会とを一体のものと見られており、現実には両者の活動の連携の下に市政運営がなされていることを考え合わせるならば、殊更に議会を執行機関と区別して情報公開制度の対象の外に置くことは適当でない。

本来は、直接に議会に対して述べる事柄であり、市長に対する提言の中で述べることは、やや変則的になるが、あえて市民の意見として、「議会は、情報公開制度の実施機関として位置付けられるべきである」と提言することとした。

1 情

開
①

②
③
④

た
対象

【説明】

1

た
幸
業

2

の
た

3

糾

4

甲

5

ン
長
物

6

々
イ
言

第3節 対象情報

1 情報の形態

開示請求の対象とする情報の形態は、次に掲げるとおりとするべきである。

- ① 文書、台帳、帳簿、印刷物、図画、地図、図面、写真等の記録媒体が紙又は紙類のもの
- ② 文書等を撮影したマイクロフィルム
- ③ 録音テープ及びビデオテープ
- ④ 電算処理に係る記録媒体としての磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等

なお、ここに掲げるもの以外の新たな情報の形態が一般的に普及した場合は、対象に加える措置をとるべきである。

【説明】

- 1 情報は、その形態により、紙、フィルム、磁気テープなどの有体物に記録された「有形情報」と、有体物に記録されていない音声、視覚、記憶などの「無形情報」に大別されるが、「無形情報」については、請求を受けても検索や開示が困難であるため、対象から除外することが適当である。
- 2 「有形情報」のうち、文書、台帳、帳簿、印刷物、図画、地図、図面、写真等の記録媒体が紙又は紙類のものについては、開示の方法が容易な可視情報であるため、対象とするべきである。
- 3 「有形情報」のうち、文書等を撮影したマイクロフィルムについては、容易に紙に印刷が可能であるため、対象とするべきである。
- 4 「有形情報」のうち、録音テープ及びビデオテープについては、視聴のために再生機器の設置が必要となるが、対象とするべきである。
- 5 「有形情報」のうち、電算処理に係る記録媒体としての磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等については、稼働中の電算処理システムによってそのものを閲覧に供することは業務に支障を生ずるおそれがあるが、紙への印字物又は採録物に限定するなどの方法により開示が可能になるため、対象とするべきである。
- 6 以上に挙げたもののほか、今後、技術の進展により新たな種類の情報の記録媒体が開発され、普及し、将来的に市において広く利用されることも想定される。そのような事態になった場合には、当然のことながら、その新たな種類の情報の記録媒体についても対象に加えていくべきである。

2 情報の公的性格

開示請求の対象とする情報の公的性格は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」とするべきである。

なお、決裁又は供覧等の文書管理上の手続が終了していることをもって要件とするべきではない。

【説明】

- 1 情報公開制度は、行政情報という公の性質を有する情報の開示について定めるものであるから、実施機関の職員が職務上の必要性に基づき作成し、又は取得するなどして保有している情報であること、さらには、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものとしてではなく、組織としての共用文書として利用又は保存されている状態であることが要件となる。

この意味からすれば、職員の私的メモや個人的な検討段階としての草稿等は、対象から除外すべきであるが、このことは、いわゆる内部資料をすべて対象情報から除外するということを意味するものではない。内部資料であっても、職員の個人的な検討段階を離れて組織としての会議に付されたものや、事案決定の判断材料として正式な起案文書等に添付されたものについては、「組織的に用いられている」と考えられるため、対象に含めるべきである。

- 2 同一の文書であっても、作成又は取得された時点、決裁又は供覧等の手続が終了した時点、当該事務の施行が完了した時点のうち、いずれの時点におけるものから開示請求の対象とするかという問題があり、このことについては、決裁又は供覧の手続が終了していない文書は、最終的に確定されて安定したものでなく、開示された場合に市民に誤解や混乱を与え、行政機関としても責任ある対応ができないため、対象とすることを否定的にとらえる見解がある。

しかしながら、「市民の市政参加の促進」という情報公開制度の目的からすれば、事案決定前の文書を初めから一律に対象外とすることは適当でなく、現実に開示した場合の支障については、対象情報の範囲を広くとらえた上で個別の事例ごとに判断を行う方が「公開原則」という制度の基本理念に合致するものと考えられる。したがって、決裁、供覧という文書管理上の手続的要件で対象を狭める取扱いをするべきではない。

3 既

情
後
に
て
は

【説明

1

な
施
る

と
の
に
の

さ
し
た

2

い
い
の
を

3

よ

雇
オ
と
休
に

3 既存の保有情報

情報公開制度の施行前から保有している情報については、平成8年4月1日以後に作成され、又は取得した情報並びに保存期間が永年とされている情報については、開示請求の対象とするべきである。

【説明】

- 1 情報公開制度の「公開原則」という基本理念を考えた場合、開示請求の対象となる情報を制度の施行後に新たに保有したものに限定するべきではなく、制度の施行以前から保有している情報についても区別することなく対象とするべきである。

しかしながら、本市における従来の公文書の管理は、公務の適正な執行のためという観点からのみ行われてきており、情報公開制度の導入に即応する観点からの分類及び整理がなされていないため、従来から保有する情報については、直ちに開示請求に応じて検索し、特定することが可能な状態にはなっていないというのが実情である。

従来から保有する情報を対象とするためには、各倉庫や出先機関等に分散保管されている膨大な量の公文書について、分類及び整理を行った上、目録に搭載し、検索システムの構築を図るという作業が要求されるが、この作業を遂行するためには、多大の費用、労力、期間を要することが予想される。

- 2 情報公開制度の導入に際して、制度の施行前から保有している情報について、いつの時点まで遡及して開示請求の対象とするかという問題は、「公開原則」という基本理念に可能な限り合致させようとする立場と、もう一方の、可能な限りの早期施行を求める立場や財政状況の実情を勘案して費用対効果も考慮すべきであるとする立場との間において調整を図らなければならない問題である。
- 3 この問題については、本懇話会においても、上に述べた2つの立場から、次のような意見が提出され、論議がなされたところである。

「公開原則」という基本理念に可能な限り合致させようとする立場からは、徹底した情報公開こそが公費の不正支出を防止する最善の策であること、整理がされていなくとも現に使用している文書であれば、ある程度特定が可能であること、順次整理が完了したものからでも対象にするべきであること、人の生命、身体、健康、消費生活の保護、環境保全等の重要な情報については情報の発生時期にかかわらず対象とするべきであること等の意見が提出された。

一方、可能な限りの早期施行を求める立場や財政状況の実情を勘案して費用対

効果も考慮すべきであるとする立場からは、何よりも制度の早期導入を優先すべきであること、1年間遡及させるためには多大な費用の支出が予想されること、一定の基準日を設定しなければ制度の統一的な運用が図れなくなること、整理の完了したものから対象にした場合、整理する情報や時期に裁量が入り込むおそれがあること、重要な情報に限定して遡及対象とするためには結局すべての情報の整理が必要となること等の意見が提出された。

- 4 本懇話会としても、この問題については、多くの時間を割いて繰り返し論議を行ったところであるが、最終的には、次のような形で調整を図ることとした。

すなわち、平成9年度以降に作成又は取得する情報については、当然に情報公開制度の導入による開示請求に対応できる形で公文書の分類及び整理、検索目録の作成などがなされなければならない。その前段階の準備作業として、かなりの作業量になるが、平成9年度以降の発生情報の検索目録を作成する際の基礎資料として用いるために現年度である平成8年度の発生情報についても分類及び整理を行い、個別の件名一覧表を作成することとすれば、この平成8年度の発生情報について作成した件名一覧表を検索目録としても利用できるため、平成8年4月1日以後の発生情報については、遡及して開示することが可能となる。したがって、平成8年4月1日以後に作成され、又は取得した情報については、開示請求の対象とするべきである。

また、保存期間が「永年」である文書については、重要な情報が記録されていることから市民にとっても利用価値が高く、マイクロフィルムに撮影されているものは、比較的検索のための目録が整備されていると思われることから、すべてを開示請求の対象とするべきである。

- 5 本懇話会は、結論的に以上のような形で提言を取りまとめることとしたが、開示請求の対象として平成8年4月1日以後の発生情報まで遡及することは、情報公開制度の基本理念からすれば決して十分なものと認識しているものではなく、様々な意見が提出されて論議された結果、早期施行の要求と費用等の問題を勘案した上で、いわば制度の施行に当たっての最低限の水準として設定したものである。

第4節 請求権者

情報の開示を請求できる者は、次に掲げるとおりとするべきである。

- ① 市の区域内に住所を有する者
- ② 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市の区域内に存する学校に在学する者
- ⑤ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの（利害関係に係る情報に限る。）

【説明】

1 情報の開示を請求できる者、すなわち請求権者の範囲をどのように設定するかについては、次の3つに大別して類型化することができる。

- (1) 「狭義の住民型」 請求権者の範囲を、当該地方公共団体の「区域内に住所を有する者」と「区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」に限定するものである。
- (2) 「広義の住民型」 「狭義の住民型」に区域内への通勤・通学者や利害関係者を加えて請求権者の範囲を拡大するものである。
- (3) 「何人型」 請求権者の範囲に一切の限定を設けないこととするものである。

2 「狭義の住民型」の論拠としては、情報公開制度の目的として住民の行政参加や公正な行政運営が掲げられていることから、請求権者を当該地方公共団体を構成する「主権者」である住民に限定するべきであること、地方公共団体の行政サービスは、その運営に要する経費を負担している当該地方公共団体を構成する住民が第一義的に享受すべきであることなどがある。

また、「何人型」の論拠としては、情報化社会の進展により、地方公共団体の区域を超えた情報の広範な流通が求められていること、住民の生活圏が拡大し、行政サービスも地方公共団体の区域を超えて提供され、区域的な行政施策の影響が区域外の地域に及ぶ場合があること、開示請求権が憲法に定める基本的人権から導き出されるものと考えれば、国民全体に及ぶものといえることなどがある。

「広義の住民型」の論拠は、上に挙げた「狭義の住民型」と「何人型」の中間的なものである。

3 本懇話会としては、「何人型」の論拠に一定の意義を認めつつも、審議の対象

が「地方公共団体としての」いわき市における情報公開制度であり、この制度が地方自治の仕組みの一環をなすものであること、開示請求権が行政不服審査や行政訴訟にもつながる強い権利であり、これを制限なしに「何人」にまで認めた場合に市の経済的負担等に対する市民感情についても考慮する必要があることなどを勘案し、あくまで市民を中心に据えた上で範囲を拡大する形式が適当であるという考え方にに基づき、本市においては、「広義の住民型」を採用すべきであるとした。

なお、請求権者として具体的に例示したもののうち、「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」については、そのものの当該利害関係に係る情報に限り請求権者として認めることとするものである。

1 非

情
給
る

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

【説明

1

こ

人

系

に

1

7

100

100

100

100

100

2

100

100

100

100

100

3

第5節 非開示事項

1 非開示事項として掲げる項目

情報公開制度において「公開原則」の例外となる非開示事項の項目は、次に掲げるとおりとするべきである。

- ① 法令秘情報
- ② 個人情報
- ③ 法人等事業活動情報
- ④ 安全、犯罪予防等情報
- ⑤ 国等協力関係情報
- ⑥ 意思形成過程情報
- ⑦ 事業執行情報

【説明】

- 1 行政機関が保有する情報は、極めて多種多様であり、その中には、開示されることにより、個人のプライバシーを侵害し、企業等の権益を損ない、行政の公正かつ円滑な執行を妨げる結果となるものが含まれている。「公開原則」を基本理念とする情報公開制度の下であっても、無制限な情報の開示によって、これらの支障を生じさせてよいものではない。「請求者の情報開示請求権の保障」、「行政機関に自らの情報を提供した個人、法人等の権益の保護」、「行政機関の公正かつ円滑な行政運営の保障」という三者の利益は、それぞれが適切に保護されるよう三者間の調整がなされなければならない。

非開示事項を規定する意義は、以上のような観点から「公開原則」の例外となる事項を特定化し、類型化して定めることにより、請求者、情報提供者、行政機関の三者間の利害の均衡を図ることにある。

- 2 非開示事項は、あくまでも「公開原則」の例外となるものであるから、開示しないことに一定の合理的な理由があり、必要最小限の範囲に限定されたものでなければならない。また、その規定内容については、開示又は非開示の決定を行う実施機関の判断を容易にし、かつ、実施機関の恣意的な解釈によって非開示となる範囲が拡大されることのないよう、できる限り裁量の余地を狭めた明確なものとするべきである。
- 3 非開示事項として掲げる項目の内容等については、以下に個別具体的に述べることとする。

(1) 法令秘情報

「法令の規定により開示することができないとされている情報」とするべきである。

なお、機関委任事務に関し主務大臣等から非開示を指示する通達があった場合には、その指示が具体的な法令の根拠に基づくときは法令秘情報に含める取扱いとするが、具体的な法令の根拠なく単に抽象的な指揮監督としてなされるときは法令秘情報に含めない取扱いとするべきである。

【説明】

- 1 国の法令と地方公共団体の条例との関係については、憲法第94条において「地方公共団体は、（中略）法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定され、また、地方自治法第14条第1項においても「普通地方公共団体は、法律に反しない限りにおいて（中略）条例を制定することができる」と規定されている。このことから明らかなように、法令の規定により開示することができないとされているものについては、いかに情報公開条例をもってしても開示することはできないため、非開示事項の項目として掲げるものである。
- 2 地方自治法は、国等の事務で地方公共団体の長その他の執行機関に委任された事務、いわゆる「機関委任事務」を規定しており、その内容としては、戸籍、国民年金、指定統計調査、福祉、保健衛生、都市計画、道路、河川、清掃事業など住民の生活に直結する広範な事務が含まれる。

機関委任事務は、本来が国等の事務であるが、昭和57年の国会答弁において、「機関委任事務に関して作成された文書であっても、地方公共団体の公文書管理の態様の1つとしてとらえ得るものは、その開示について地方公共団体の固有事務と解することができる」という旨の自治省見解が表明されたことにより、特別に主務大臣等からの指揮監督を受けたものを除き、地方公共団体の固有事務として開示又は非開示を決定する対象情報に含めることができると考えられている。

この「機関委任事務に関する主務大臣等からの指揮監督」として非開示を指示する通達があった場合には、その指示が具体的な法令の根拠に基づくときは法令秘情報に含める取扱いとするが、具体的な法令の根拠なく単に抽象的な指揮監督としてなされるときは法令秘情報に含める取扱いとするべきではない。これは、法令秘情報は、具体的な法令の根拠を有するもののみに限定するべきであると考えからである。

(2) 1

「1
って、
し、と
ア
イ
ウ
（
（
な:
この:
費の:
て開:
の職:
公務:
える

【説明

1
公
い
る
る
2
と
別
思
団
ち
す
広
を

(2) 個人情報

「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とするべきである。ただし、次に掲げる情報については、個人情報の例外として開示されるべきである。

ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる」とされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく認可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

なお、「公務員の職務の遂行に係る当該公務員の職、氏名に関する情報」は、この項目に該当させて一律に非開示の取扱いをするべきではなく、旅費及び食糧費の支出に関して記録された公務員の職、氏名に関する情報については原則として開示される取扱いとすることを施行規則等で明らかにするべきであり、その他の職務の遂行に関して記録された公務員の職、氏名に関する情報についても当該公務員のプライバシー保護の観点等を考慮しつつ、開示の是非について検討を加えるべきである。

【説明】

- 1 第1章第2節の「基本原則」で既に提言したとおり、プライバシーの権利は、公開を原則とする情報公開制度の下においても最大限に尊重されなければならないため、戸籍事項や身分事項など、開示されることによりプライバシーを侵害するおそれのある個人情報については、非開示事項の項目として掲げるものである。
- 2 既に情報公開制度を導入している他の地方公共団体の例によれば、非開示事項としての個人情報の規定方法は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とする「個人識別型」を採るものと、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とする「プライバシー型」を採るものとに大別される。

本懇話会においては、「個人識別型」を採用すると必要以上に非開示の範囲が広くなり、公費の支出に関する公務員の個人情報についても「プライバシー型」を採用した方が開示を促す意味で優れているとする意見も提出された。しかしな

がら、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確でなく、プライバシーの概念によって非開示となる情報の範囲を客観的に確定することが困難な現状の下においては、より明確な基準である個人識別情報としてとらえる方が現時点で適当であると判断したものである。なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、基本的に個人情報と性質が異なり、法人等の事業活動に関する情報に類似するため、この項目からは除外することとした。

3 「個人識別型」を採用し、個人識別情報を一律に非開示とする取扱いをした場合には、必要以上に非開示の範囲が広がるという問題が生ずる。そこで、上に掲げたア、イ、ウに該当する情報については、個人情報であっても、一般的に当該個人の利益保護の観点から非開示とする必要性がなく、保護利益を考慮しても開示する必要性が認められるものとして、例外として開示の対象とするべきである。

4 既に情報公開制度を導入している地方公共団体の食糧費等の支出に関する公文書の開示については、最近の行政訴訟となった裁判例において、「公務員については、役職や氏名は、公務の遂行者を特定し、責任の所在を明示するために表示されるに過ぎず、プライバシーが問題になる余地はない」として出席者の公開を命じる判決が相次いで下されている。また、こうした状況を受けて、食糧費や出張旅費に関する公文書に記載された職員の職、氏名を開示することとして運用を改めた地方公共団体も少なくない。

本懇話会においても、「公務員の職務の遂行に係る当該公務員の職、氏名に関する情報」の取扱いについて論議がなされた。

提出された意見の中には、「職務の遂行に係る公務員の職、氏名は、プライバシーに当たらない」として、上の「3」で述べた個人情報の例外として開示の対象となる事項に加え、条例中に明記すべきであるというものもあったが、これに対しては、裁判例としては、あくまでも食糧費等の支出に関する公文書に記載された公務員の職、氏名についてのものであることや、地方裁判所段階の判決が多いことなどから、すべての行政情報について一般化して条例中に明記することには危惧があり、現時点では尚早であるとする意見が大勢となった。

しかしながら、総体的な委員の意見は、本市における情報公開制度のあり方として、先鋭的な対立のある問題について職員の職、氏名を開示することにより当該職員の私生活に具体的な危害が及ぶおそれのある場合などは除かれるとしても、「公務員の職務の遂行に係る当該公務員の職、氏名に関する情報」は、個人情報の項目に該当させて一律に非開示の取扱いをするべきではなく、旅費及び食糧費の支出に関して記録された公務員の職、氏名に関する情報については、原則として開示されるべきであるという点で一致したところである。したがって、市

当局としては、条例中に個人情報の例外として明定をしないとしても、施行規則等の中に明記し、このことが担保されるような措置をとるべきである。また、旅費及び食糧費の支出以外の職務に関して記録された公務員の職、氏名に関する情報については、当該公務員のプライバシー保護の観点等を考慮しつつ、開示の是非について十分に検討を加えるべきである。

「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とするべきである。ただし、次に掲げる情報については、法人等事業活動情報の例外として開示されるべきである。

- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの

【説明】

- 1 行政機関は、許認可、補助、調査関係事務などを通じ、法人その他の団体や事業を営む個人の情報についても様々な種類のものを保有している。これらの情報の中には、生産技術や営業秘密など、開示されることにより当該法人等の正当な事業活動に影響を与え、不利益を被らせる結果を招くものも含まれており、公開を原則とする情報公開制度の下においても正当な事業活動を行う利益を害するべきではないため、非開示事項の項目として掲げるものである。
- 2 「法人」には、商法上の営利法人のほか、社会福祉法人、医療法人、学校法人など法人格を有する者のすべてが含まれる。また、「その他の団体」としては、法人格の有無を問わず、規約を有し、代表者を定める等組織としての実体を有していれば対象となり、消費者団体、婦人団体などが該当する。「事業を営む個人」には、地方税法の規定により事業税の納税義務を負う個人事業主のほか、農業、林業、水産業を営む個人が含まれるが、この項目としては、当該事業に関するものだけに限定される。
- 3 法人等が正当な事業活動を行う権利は、憲法第29条の「財産権の保護」に基礎を置くが、同条においては「公共の福祉に適合する」ことも同時に規定していることから無制限の権利ではなく、公益上の必要性との利益の考量により制限される余地がある。そこで、上に掲げたア、イ、ウに該当する情報については、公害、薬害の防止や消費者の保護などの観点から非開示の取扱いをするべきではなく、人の生命、身体、健康、生活の保護という公益が法人等が事業活動を行う利

益に優越するものとして、例外として開示の対象とするべきである。

① 学校法人の組織、業務の概要、財政状況、教育活動の状況、その他学校法人の活動に関する事項

② 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

③ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

④ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑤ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑥ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑦ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑧ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑨ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑩ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑪ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑫ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑬ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑭ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑮ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑯ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑰ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑱ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑲ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

⑳ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉑ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉒ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉓ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉔ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉕ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉖ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉗ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉘ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉙ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

㉚ 学校法人の役員、職員、教員の職務、給与、その他学校法人の活動に関する事項

るこ
益を
いて
身体
支障
情報
ある

体や事
の情報
正当な
、公開
するべ

校法人
ては、
を有し
営む個
は、農
業に關す

に基礎
ている
限され
は、公
きではな
を行う利

(4) 安全、犯罪予防等情報

「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報」とするべきである。

【説明】

- 1 行政機関が保有する情報の中には、違法活動に関する情報や危険物に関する情報などが含まれており、これらの情報のうち、開示されることにより犯罪を誘発したり、個人の生命、身体、財産等に被害をもたらしたりするおそれのあるものについては、非開示事項の項目として掲げるものである。
- 2 情報としては、同じ非開示事項の項目である「個人情報」や、後述する「事業執行情報」と重複して該当するものもあるが、「個人情報」の項目が特定個人のプライバシーの保護という観点から定められるのに対し、この項目は不特定多数の住民の安全を図るという観点から定められるものであり、また、非開示の性格についても、「事業執行情報」が適正な事務事業の執行という観点から定められるのに対し、この項目は公共の安全と秩序の維持という観点から定められるものである。

(5)

「
う。
て、
もの
な
支障

【説明

- 1 や
た
々
に
る
協
め
- 2 振
し
付
加
共
を
の
的
を
- 3 し
の
」

(5) 国等協力関係情報

「市の機関と国、他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に係る事務事業に関する情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの」とするべきである。

なお、この項目の適用は、協力関係又は信頼関係が損なわれることの具体的な支障の程度を明らかにした上で行われるべきである。

【説明】

- 1 地方公共団体の行政は、当該地方公共団体単独で遂行されるものではなく、国や他の地方公共団体の施策と密接に関係しながら総合的に推進されるものであるため、行政を執行する過程において国等との間で協議、協力、依頼等に基づく様々な活動が必要となり、当然その中で情報の流通が生じる。こうした情報の流通によって保有する情報の中には、開示又は非開示の決定が当該情報の発信元である国等の判断にゆだねられるべきものや、開示されることにより以後の国等との協力関係や信頼関係が損なわれるおそれのあるものが含まれている場合があるため、そのような情報については、非開示事項の項目として掲げるものである。
- 2 「国等」の範囲の設定については、本市においても、土地区画整理組合、地域振興整備公団などの「公共団体」との間の密接な協力関係の下に事務事業を遂行している現実があることから、国及び他の地方公共団体のほかに「その他の公共団体」を加えることとした。

また、既に情報公開制度を導入している他の地方公共団体においては、これに加えて「これらに類する公共的団体」まで範囲を拡大している例があるが、「公共団体」が「公の行政を行うため国の定めた公共の目的の下に存在する公法人であり、公の行政主体たる地位を有する」ものであるのに対し、「公共的団体」は「法人格を有すると否とを問わず、およそ公共的活動を行う団体を総称する」ものとされており、「公共的団体」までを「国等」の範囲に加えることは、「公共的活動」の解釈のあいまいさに伴い非開示となる情報の範囲を拡大させる懸念があるため適当でないと考えた。

- 3 この項目の適用は、単に「協力関係又は信頼関係が損なわれる」という漠然とした理由でなく、協力関係又は信頼関係が損なわれることの具体的な支障の程度の立証の上で行われるべきである。また、「法令秘情報」の項目において述べたように、「機関委任事務に関する主務大臣等からの指揮監督」として非開示を指

(6)

作
立
性
お
そ
そ
お
な
を
明

【説明

1

て
ホ
ト
沙
作
者
の

2

新
の
修
訂
の
自
由
を
認
め
る

示す通達があった場合には、その指示が具体的な法令の根拠なく単に抽象的な指揮監督としてなされたものであるときは、この項目に含めて取り扱うこととなるが、この場合においても、盲目的に指示に従って機械的に非開示とすることなく、当該情報を開示することにより発生する具体的な支障の程度を明らかにした上で、あくまでも自主的な判断により開示又は非開示を決定していくこととするべきである。

的な
とな
とな
した
する

(6) 意思形成過程情報

「市の機関内部又は市の機関と国等の機関との間の審議、検討、調査等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とするべきである。

なお、この項目の適用は、公正な意思形成に対して生ずる具体的な支障の程度を明らかにした上で行われるべきである。

【説明】

- 1 施策の遂行に当たっての行政機関の意思は、機関内部又は他の機関相互において審議、検討、調査等の過程を繰り返しながら形成されていく。これらの過程における情報の中には、表彰候補者の内申調書や公共施設の建設予定候補地のリストなど、開示されることにより外部からの干渉等を受けて率直な意見交換や意思決定の中立性を損なうおそれのあるものや、正確性や信頼性が不十分で未成熟な情報のために市民の間に混乱を招くおそれのあるもの、投機の助長などで特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれのあるものが含まれているため、そのような情報については、非開示事項の項目として掲げるものである。
- 2 既に第2章第3節において「対象情報」を「決裁又は供覧等の文書管理上の手続が終了していることをもって要件としない」旨を提言したところであるが、この項目を機械的に適用し、一律に「意思形成過程にある」という理由をもって非開示とする取扱いが行われた場合には、その意義が失われてしまうこととなる。したがって、この項目の適用は、実施機関の公正な意思形成に対して生ずる具体的な支障の程度を明らかにした上で、情報公開制度の目的の1つである「市民の市政参加を促進する」という観点から計画途中の段階の情報を開示することの利益と意思形成に対する支障とを比較考量した結果、支障の方が大きいと判断される場合に限り行うなど、慎重な運用がなされるべきである。

(7) 事業執行情報

「監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、事業経営その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」とするべきである。

なお、この項目の適用は、例示として列挙した事項に類似又は相応する情報に限定した上で行われるべきである。

【説明】

- 1 行政機関が執行する事務又は事業に係る情報の中には、立入検査の予定、入札実施前の予定価格、試験問題など、当該事務又は事業の執行前又は執行途中の段階において開示された場合、当該事務又は事業の実施目的が失われたり、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらしたり、経費の増大や実施時期の遅延を招くおそれがあるものが含まれているため、開示することにより実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれのある情報については、非開示事項の項目として掲げるものである。
- 2 この項目に該当する代表的な事項として「監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、事業経営」などを例示的に列挙したが、開示されることによりその適正な遂行に支障を生ずるおそれのある情報は、これらにとどまらない。市の機関が所掌する事務又は事業は、現在でも極めて広範多岐にわたるものであり、将来的にも拡大する傾向にあって、そのすべてを個別に列挙することは、技術的に不可能である。したがって、「その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」という包括的な表現とならざるを得ないが、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を拡大解釈して、この項目に該当させて非開示とする情報の範囲を不当に拡大することは許されない。この項目の適用は、例示として列挙した事項に類似又は相応する情報に限定した上で行われるべきである。

2 非開示事項として掲げない項目

次に掲げる項目は、本市の情報公開制度における非開示事項の項目として掲げるべきではない。

- ① 合議制機関関係情報
- ② 非公開特約情報
- ③ 国等非公開指示情報

【説明】

- 1 既に情報公開制度を導入している他の地方公共団体においては、「1 非開示事項として掲げる項目」として示した7項目のほかにも非開示事項として掲げられている項目があり、その代表的なものが上に掲げた3項目である。

本懇話会においては、これらの項目についても審議したが、その結果については、以下に述べることとする。

- 2 ①の「合議制機関関係情報」は、行政委員会や執行機関の附属機関などの合議制機関について、一般の行政機関と異なり、その意思形成に関し自由な発言の場を確保し、微妙な討議の過程を必要とする場合があることから、開示されることにより有用な結論への到達を妨げるおそれのある情報で当該合議制機関の規程又は議決により開示しない旨を定めたものについて非開示とするため、非開示事項の項目として掲げられるものである。

本懇話会としては、合議制機関の自主性、自律性を尊重する趣旨は理解するものであるが、そもそも「市民の請求により行政情報全般について開示することを市の機関に義務付ける制度」である情報公開制度において、実施機関の一部にのみ自らの意思により非開示とすることができる権限を与えることは、制度運営の均衡上好ましくないこと、また、意思形成に関して自由な発言の場を確保し、微妙な討議の過程を必要とする場合があることは合議制機関のみに限らず他の実施機関においても同様であり、開示されることにより支障をもたらす情報については「意思形成過程情報」に該当するかどうかで判断されるべきであるから、あえて合議制機関についてのみ重複する非開示事項の項目を設定する必要性が認められないことの理由により、「合議制機関関係情報」を非開示事項の項目として掲げるべきではないと結論付けることとした。

- 3 ②の「非公開特約情報」は、行政機関が事務又は事業を執行する際に個人又は法人等の第三者から任意の協力により情報を入手する場合があります、その情報の中で非開示を条件として提供されたものについては、開示されることにより約束違

反の責任を問われたり、信頼関係を失って以後の情報の入手に支障を生ずるおそれがあるため、非開示事項の項目として掲げられるものである。

本懇話会としては、この項目を非開示事項として掲げた場合、開示されることにより実質的な支障を生ずる情報とはいえないものであっても、形式的な非開示の特約があったものが一律に非開示の取扱いとされるおそれがあり、「公開原則」という制度の基本理念に反する結果になること、また、開示しないとする特約が合理的な理由に基づくものであれば他の非開示事項にも該当することとなるはずであり、あえて重複する結果となる非開示事項の項目を設定する必要性が認められないことの理由により、「非公開特約情報」を非開示事項の項目として掲げるべきではないと結論付けることとした。

- 4 ③の「国等非公開指示情報」は、機関委任事務に係る情報に関し国、県等から非開示とする通達などがあった場合について非開示とするため、非開示事項の項目として掲げられるものである。

懇話会としては、既に述べたとおり、このような情報については、「法令秘情報」又は「国等協力関係情報」のいずれかの項目に該当させることが適当であるとしていることの理由により、「国等非公開指示情報」を非開示事項の項目として掲げるべきではないと結論付けることとした。

3 非開示事項の規定方法

非開示事項の規定方法は、実施機関が行政情報の開示義務を免除されるものである旨の表現で足りるが、「公益上の理由による裁量的開示」を明確にして認めるべきである。

【説明】

1 既に情報公開制度を導入している地方公共団体は、非開示事項の規定方法について、「開示（公開）しないことができる」という表現を用いているところと、「開示（公開）してはならない」という表現を用いているところの2種類に大別される。また、同じ条例の中においても、項目によって、これらの表現を使い分けている例もある。

こうした規定方法の違いは、次に述べる非開示事項と守秘義務との関係についての考え方の違いと密接に関連している。

2 地方公務員法は、第34条において「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」として職員の守秘義務を定めているが、情報公開制度における非開示事項と地方公務員法における守秘義務との関係については、大別して次の2つの考え方がある。

(1) 非開示事項と守秘義務の範囲が一致するという考え方

(2) 非開示事項と守秘義務が次元も範囲も異なるという考え方

3 (1)の「非開示事項と守秘義務の範囲が一致するという考え方」を採った場合は、非開示事項に該当する情報を開示することが直ちに地方公務員法上の守秘義務違反を犯すこととなるため、非開示事項の規定方法は、「開示（公開）してはならない」という表現を用いるべきであることとなる。

一方、(2)の「非開示事項と守秘義務が次元も範囲も異なるという考え方」を採った場合は、非開示事項が単に情報公開制度における情報の開示義務を免除されたものであることとなるため、非開示事項の規定方法は、「開示（公開）しないことができる」という表現で足りることとなる。

4 本懇話会としては、情報公開制度における非開示事項と地方公務員法における守秘義務との関係については、地方公務員法の守秘義務規定がそもそも公務員の服務規律を定めたものであるため、その範囲が事項的に明確なものでなく、非開示事項の範囲と関係付けることが困難であること、また、両者を関連付けることは、非開示事項を定める場合の必須の要件とはいえないとの見解に立って、そもそも両者は、目的及び趣旨の次元が異なるものであるから、その範囲も必ずしも

一致しないものであるとする(2)の見解が妥当であるとして採用することとした。

したがって、本市の情報公開制度における非開示事項の規定方法についても、非開示事項が単に情報公開制度における情報の開示義務を免除されたものであることとして「開示（公開）しないことができる」という表現で足りるものと考え

- 5 以上に述べた考え方により、情報公開制度を導入している地方公共団体の大半において「開示（公開）しないことができる」と表現する規定方法が採用されているが、同一の表現をとっていても、「必要があるときは、開示をすることもできる」という裁量的な開示を認めた規定であるか、裁量的な開示まで認めた規定ではなく実質的に「開示してはならない」という意味に解すべきであるかについては、解釈が分かれている現状がある。

本懇話会においては、非開示事項は、必要最小限に絞り込んで、なお非開示とする必要性が認められる項目であるから、この上さらに裁量的な開示を認めることについて疑問であるとする意見も提出された。しかしながら、政府の「情報公開法要綱案」にも「公益上の理由による裁量的開示」が規定されており、なお個別具体的な場合においては、開示することに優越的な公益が認められる場合も想定されることから、非開示事項に該当する情報であっても「実施機関の長の高度の判断として開示する余地を残す」という意味において「公益上の理由による裁量的開示」を明確にして認めるべきであるとしたものである。

第6節 部分開示及び時限開示

非開示事項に該当する情報であっても一部を非開示とすることにより開示できる情報は、その部分を除いた残りの部分については、開示すべきである。

また、期間の経過により非開示とする理由がなくなる情報については、その時点以後の請求に対しては、開示すべきである。

【説明】

- 1 請求された情報の一部に非開示事項に該当するものが含まれている場合は、直ちに非開示の取扱いをすることなく、非開示事項に該当する部分を除いた残りの部分については、開示すべきである。
- 2 情報の持つ意味、価値、開示されることによる支障は、社会的又は経済的情勢に応じて変化するものである。開示請求があった時点において非開示事項に該当する情報であっても、期間の経過により非開示とする理由がなくなるものについては、当然のことながら、その時点以後の請求に対しては、開示すべきである。

第7節 救済制度

第三者的救済機関として「（仮称）いわき市情報公開審査会」を設置し、開示請求に対する決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は、この審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定をするべきである。

なお、救済機関としての実効性を担保するため、審査会には、次に掲げる権限を持たせるべきである。

- ① 審査会は、必要と認めるときは、実施機関に対し開示請求に係る情報が記録された公文書の提出を求め、その内容を直接見分することができるものとする。この場合において、実施機関は、当該公文書の提出を拒むことができないものとする。
- ② 審査会は、必要と認めるときは、実施機関に対し請求拒否の決定があった公文書又はその部分と請求拒否の理由とを審査会の指定する方法により分類整理することその他の方法により、諮問に関する説明を求めることができるものとする。
- ③ ①及び②に定めるもののほか、審査会は、事件に関し、不服申立人、参考人及び実施機関に意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができるものとする。
- ④ 審査会は、不服申立てについて調査審議するほか、情報公開制度の運営に関して実施機関に対し意見を述べるができるものとする。

以上のほか、審査会の委員の守秘義務、答申の公表についても定めるべきである。

【説明】

- 1 第1章第2節の「基本原則」で既に提言したとおり、市民の開示請求権を保障する裏付けとして、開示請求が拒否された場合等について、公正、簡便、迅速という面を勘案しながら救済制度の確立が図られなければならない。
- 2 情報公開制度における開示又は非開示の決定は行政処分であり、開示請求権は訴訟上の権利であるとされている。現行法上、行政処分に対して救済を求める方法としては、次の2つのものがある。
 - (1) 行政不服審査法に基づく審査請求又は異議申立て
 - (2) 行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟の提起これらの方法のうち、(1)の「行政不服審査法に基づく審査請求又は異議申立

て」は、行政処分をした行政庁の上級行政庁（上級行政庁がないときは、当該行政庁）に対して審査請求（当該行政庁に対しては、異議申立て）を行うものであり、比較的手続が簡素で、迅速な判断が期待できるという利点がある反面、審理を行うのが一方の当事者の行政庁であるため公正性に限界があるという問題がある。

また、(2)の「行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟の提起」は、司法機関である裁判所の判決を求めるものであり、公正な判断が期待できるという利点があるが、反面、手続が専門的で複雑であり、判決を得るまでに期間を要するという問題がある。

- 3 以上のように、現行においても一応の救済制度が存在するが、いずれも長所と短所を併せ持っている。そこで、本懇話会は、第三者的救済機関として「（仮称）いわき市情報公開審査会」を設置し、この審査会に対する諮問及び審査会からの答申の尊重を実施機関に義務付けることとして、これを(1)の「行政不服審査法に基づく審査請求又は異議申立て」による不服審査の過程に上乘せして組み込むことにより、問題点とされる「公正性」を補うという方法が適当であると考え
- 4 「（仮称）いわき市情報公開審査会」の性格については、裁決機関として、その決定に拘束性を持たせることが請求者である市民の権利保障につながるという考え方もあるが、現在の地方自治法の解釈では、裁決権を持つ附属機関は、法律の根拠なく条例のみの根拠をもって設置することはできないという説が通説となっているため、この審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく「諮問機関としての附属機関」とすることとした。
- 5 このように、この審査会は、裁決権を持たないものとなるが、運用上、その答申には、裁決権に匹敵する効果を持たせることが必要である。諮問をした実施機関は、審査会の答申を待って最終的な判断をすることになるが、その際、その答申を尊重して裁決又は決定をするべきであることは、当然に求められる。この「尊重」という表現については、実施機関に対する義務付けの意味が弱く感じられるという意見もあるが、既に情報公開制度を導入している地方公共団体の実例では、圧倒的多数の事例で答申が尊重されており、答申に反する決定をした例は少ない。あえて答申に反した決定をしても、その後の行政訴訟において審査会の支援のない状態で応訴することとなり、結果的に非開示決定の取消しを命じられた例がある。
- 6 この審査会は、情報公開制度における市民の開示請求権を保障する要となるため、救済機関としての実効性を担保する必要がある。そこで、実施機関から独立した第三者的な立場で適切な判断をするため、①から④までに掲げる権限を持た

せることとした。

特に、①に掲げたものは、不服申立てに係る情報を当事者の立会いなしで審査会が実際に見分し、実施機関の決定が正当なものであるか否かを判断する権限を与えたもので、いわゆる「インカメラ審査」と呼ばれるものである。日本の裁判制度においては、憲法第82条の「裁判の公開原則」との関係から採択について議論があるものであるが、審査会の審査を実質的なものとするために不可欠のものであるとの見解に立って、あえて明文をもって位置付けることとした。

- 7 審査会は、非開示文書の「インカメラ審査」を行うため非公開とする必要があり、審査会の委員にも守秘義務を課すべきである。ただし、実施機関に答申を尊重させる意味からも、審査会の答申は、公表されるべきである。

第8節 開示システム

1 請求方法

情報の開示請求は、必要事項を記載した書面を提出して行われるべきである。ただし、この提出方法については、郵送によることを認めるべきである。なお、請求書の受付に際しては、軽微な記載不備を理由に請求の却下を乱発することなく、適切な教示に努めるべきである。

【説明】

- 1 情報公開制度が円滑に運用されるためには、請求対象の情報が明確に特定される必要がある。また、前節でも述べたとおり、情報公開制度における開示又は非開示の決定は行政処分であり、後日、不服申立てや行政訴訟に発展する可能性のあるものであるから、開示請求の方法は、手続に正確性があり、後日においても事実関係が明らかであるものでなければならない。

以上のことから、開示請求の方法は、電話や口頭によることは適当でなく、必要事項を記載した書面を提出して行われるべきである。ただし、請求者の利便に配慮する見地から、請求書の提出については、郵送によることを認めるべきである。

- 2 本懇話会においては、ファクシミリによる請求を認めるべきかどうかについても論議がなされたが、ファクシミリにより送信されたものを公文書として認めるためには、その信頼性について検討の上、文書管理規程の見直しが必要であることから、電子メールによる請求などとともに今後の実務的な検討にゆだねることとした。

- 3 本市においても今年中に行政手続条例の施行が予定されているが、情報公開制度に基づく開示請求に対する決定も行政手続条例の「申請に対する処分」に該当し、その適用を受けることとなるため、公正かつ透明な手続の下に処理されなければならない。その一環として、請求書の受付についても軽微な記載不備を理由に請求の却下を乱発することなく、懇切な補正指導を行った上で受理する等の適切な教示に努めるべきである。

2 受付窓口

本庁に専門の総合窓口を設置するとともに、支所、水道局及び各業務所、病院、消防本部及び各消防署にも受付窓口を設置するべきである。

【説明】

- 1 第1章第2節の「基本原則」で既に提言したとおり、情報公開制度は、実際に多くの市民に活用されてこそ意義のあるものである。その意味において、受付窓口をどのような形で設置するかという問題は、現実の市民の利用に直結するため極めて重要である。
- 2 受付窓口の設置については、いくつかの形態が考えられる。
1つは、1箇所専門の窓口を設置するもので、「集中型」ともいわれるものである。これは、請求者にとって請求先が明確になること、業務が専門化されることにより適切な相談案内や情報の検索が確保できることなどの利点があるが、反面、本市のように広い市域を有するところにおいては、窓口が1箇所しかないため遠隔地の市民に時間や交通費の負担が生ずることなどの問題がある。
もう1つは、本庁のほか出先機関等にも分散して窓口を設置するもので、「分散型」ともいわれるものである。これは、住民の身近な場所で請求を受け付けることができることなどの利点があるが、反面、制度の統一的な運用が図れなくなるおそれがあること、各窓口間の連絡調整に混乱が生ずるおそれがあること、専任の職員を配置する余裕がなく適切な相談案内や情報の検索ができなくなることなどの問題がある。
- 3 本懇話会としては、広域市である本市においては、上に述べた「集中型」と「分散型」の両者の性格を併せ持った形態として、本庁に専門の総合窓口を設置し、各実施機関や出先機関の受付窓口間の連絡調整を行うことにより制度の統一的な運営を図るとともに、支所、水道局及び各業務所、病院、消防本部及び各消防署にも受付窓口を設置することにより市内各地区に居住する市民に対し均等な利便性を保障することが妥当であると結論付け、上のとおり提言することとした。ただし、業務の効率性を勘案し、水道局及び各業務所、病院、消防本部及び各消防署の窓口において受け付ける情報は、それぞれ水道、各病院、消防に関する情報に限定するなど、実務的な検討が必要である。

3 第三者保護手続

実施機関は、開示請求に係る情報に第三者に関する情報が含まれている場合は、必要に応じ、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができるものとするべきである。

【説明】

- 1 開示請求の対象となった情報に、当事者である実施機関又は請求者以外の第三者の情報が含まれている場合は、実施機関は、その情報が非開示事項に該当するかどうかを的確に判断した上で開示又は非開示の決定をしなければならず、そのためには、当該情報の内容及び価値を熟知している当該第三者の意見を聴くことが有意義である。そこで、実施機関は、開示請求に係る情報に第三者に関する情報が含まれている場合は、必要に応じ、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができることとしたものである。
- 2 このことについては、あまりに第三者の保護を強調することにより、「非開示を主張する場を提供することとなり、非開示となる情報の範囲を拡大させる結果を招く」という懸念や「開示請求から決定までの期間が長くなり、知りたい情報の鮮度が失われる」という批判がある。

しかしながら、行政手続法や本市の行政手続条例においても、「申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない」と定められているように、公正かつ適正な行政手続の一環としても、情報を開示されることにより何らかの影響を受ける第三者の利害について、配慮がなされるべきであると結論付けたことにより、上のような提言としたものである。

情報の開示又は非開示の決定期間は、開示請求書を受理した日から起算して15日以内とするべきである。

なお、やむを得ない理由により15日以内に決定できない場合は、その理由及び延長する期間を請求者に書面をもって通知した上で、必要な限度だけ延長を認めることとするべきである。

【説明】

- 1 開示請求に対しては、速やかに開示又は非開示の決定がなされるべきであるが、現実には、個々の開示請求に対して決定のために要する期間を一律に規定することは、困難である。そこで、本市においては、原則として開示請求書を受理した日から起算して15日以内に決定を行うこととした。この「15日」という期間は、あくまでも限度としての決定期間であり、これより短期間に決定できるものについては、当然、速やかに処理されるべきである。
- 2 しかしながら、請求された情報によっては、対象となる情報の量、非開示事項に該当するかどうかの判断の難易性、第三者保護の手続の要否などの理由により15日以内に決定できない事態も予想される。その場合においては、その理由及び延長する期間を請求者に通知した上で、必要な限度だけ延長を認めることとした。
- 3 延長期間の具体的な日数を定めずに「必要な限度だけ」とすることについては、本懇話会においても「いたずらに引き延ばされるおそれがあり不安である」という懸念が表明されたが、あらかじめ具体的な例を想定して延長期間を一律に定めるのは困難であること、延長期間として具体的な日数を定めたとしても、現実に対応できない場合は、かえって請求者に不信感を与える結果になることなどの理由により、延長する理由及び期間を請求者に書面をもって通知するという歯止めを設けた上で、必要な限度だけ延長を認めることの方が妥当であると結論付けたものである。

5 開示方法

開示の方法は、情報の形態に応じ、次に掲げるとおりとするべきである。

- ① 文書、台帳、帳簿、印刷物、図画、地図、図面、写真等の記録媒体が紙又は紙類のものについては、原本の閲覧又は写しの交付により行うこと。ただし、相当の理由がある場合は、原本の閲覧に代えて、写しの交付又は閲覧により行うことができるものとする。
- ② 文書等を撮影したマイクロフィルムについては、紙に印刷したものの閲覧又は交付により行うこと。
- ③ 録音テープについては、聴取又は紙に採録されたものの閲覧若しくは写しの交付により行うこと。
- ④ ビデオテープについては、視聴により行うこと。
- ⑤ 電算処理に係る記録媒体としての磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等については、紙又は紙類に印字又は採録されたものの閲覧又は写しの交付により行うこと。

【説明】

- 1 第3節の「1 情報の形態」で既に述べたとおり、開示請求の対象となる情報の形態には様々なものがあるため、その形態に応じて開示の方法も異なることになる。
- 2 加工されていない「生の行政情報」を開示するという制度の趣旨からすれば、記録媒体が紙又は紙類のものについては、閲覧は原本によることを原則とするべきである。ただし、原本を閲覧に供することにより当該文書等が汚損又は破損するおそれがある場合、同じページに非開示事項に該当する情報が記載されていて部分開示を行う必要がある場合、常時業務の遂行に必要であるため閲覧に供することにより業務の遂行に支障が生ずる場合なども想定されるため、そのような場合については、原本の閲覧に代えて、写しの交付又は閲覧により行うことができるものとする必要がある。
- 3 録音テープについては、当初の市側の案においては、「紙に採録されたものの閲覧又は写しの交付により行う」とされていたものであるが、本懇話会としては、加工されていない「生の行政情報」を開示するという制度の趣旨を踏まえ、実際に録音テープそのものを聴取できることについても加えることとした。
- 4 ビデオテープについては、映像を紙に採録するためには、再生機以外にも高額な機器が必要となることから、当面、視聴のみの方法で開示することとした。

- 5 本懇話会においては、録音テープ及びビデオテープについて、複製テープの交付まで行うべきではないかという意見も提出されたところであるが、検討の結果、加工されて他の目的に使用されるという問題や著作権の問題があること、情報を公開するという制度の目的が視聴させることで一応達成されることなどの点から、現時点では尚早であるとして提言に加えないこととした。
- 6 電算処理に係る記録媒体としての磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等については、第3節の「1 情報の形態」で既に述べたとおり、稼働中の電算処理システムによってそのものを閲覧に供することは、業務に支障を生ずるおそれがあるため、当面、紙への印字物又は採録物に限定するなどの方法で開示することとした。
- 7 開示の方法に関連して、本懇話会においては、視覚、聴覚等の障害者に対しても行政情報に対するアクセスが可能となるような配慮を求める意見も提出されたので、市当局においては、この点についても実務的な検討を行われたい。

第9節 費用負担

文書の閲覧やテープ類の視聴については、手数料を設定しない取扱いとすべきである。ただし、写しの作成に要する費用及び郵送に要する実費については、請求者の負担とすべきである。

【説明】

- 1 情報公開制度の運営においては、当該事務に携わる職員の人件費をはじめ、窓口体制を整備するための設備、備品に要する費用、開示請求書、決定通知書等の印刷に要する費用、検索目録の整備や文書管理システムの変更に伴い要する費用、開示又は非開示の決定に際し関係者との連絡に要する費用、開示に際し情報の検索に要する費用、閲覧や写しの作成、交付に要する費用、不服申立てがあった場合の審査会の運営に要する費用など、様々な種類の、かつ多額の費用負担が生ずる。

- 2 これらの費用のうち、制度の利用者に応分の負担を求めることについては、既に情報公開制度を導入している他の地方公共団体の例においても様々な相違点があるが、最も大きな違いは、閲覧等に係る手数料を設定するかどうかという点にある。

すなわち、1つには、情報の開示を「特定の者のためにする事務」であると考え、公平な負担の原則から受益者負担を求めることが適当であり、また、制度の趣旨を逸脱した利用を抑制する意味からも手数料を設定する必要があるとする考え方がある。

もう一方には、公正で開かれた行政運営の推進を目的として住民に行政情報の開示請求権を保障するという制度の趣旨を踏まえ、制度の利用を促進するという意味からも、住民側の権利と行政側の義務とを具体化する基本的手段としての閲覧等に対し手数料を設定するべきではないとする考え方がある。

- 3 本懇話会においては、制度の趣旨を逸脱した利用を抑制する意味において閲覧等の手数料を設定する必要があるとする意見も提出されたが、制度創設の趣旨を踏まえ、市民の利用を促進することが重要であるとの見地に立って、閲覧等の手数料を設定しない取扱いとすべきであると結論付けることとした。

なお、この問題については、制度の発足時においては手数料を設定せずに利用の促進を図ることとしても、将来においては事務量の増加に伴う手数料の設定も検討するべきであるとする意見も相当数提出された。

- 4 写しの作成に要する費用は、請求者の負担とすることとしたが、本懇話会にお

いては、その金額の適正な水準について、街のコンビニエンス・ストア等で1枚につき「10円」で複写が可能であること等を勘案し、1枚につき「10円」程度とするべきであるという意見が提出された。これに対し、自ら機器を操作して複写することとは異なり、職員による検索等の手数を経て写しが作成されることを勘案し、既に情報公開制度を導入している他の地方公共団体の多数の例にならい1枚につき「20円」程度とするべきであるという意見が多数を占めたため、本懇話会としては、1枚につき「20円」程度が妥当であると結論付けることとした。

第10節 他の制度との調整

法令等の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付について既存の制度がある場合は、情報公開制度を適用せず、その既存の制度の定めるところによるものとするべきである。

また、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料等については、情報公開制度を適用せず、その施設の利用規程の定めるところによるものとするべきである。

【説明】

- 1 原則として実施機関の保有するすべての行政情報が情報公開制度の対象となるが、その中には、固定資産課税台帳、都市計画案、土地区画整理事業関係簿書などのように閲覧又は縦覧について既に法令に規定があるものや、戸籍、住民票などのように謄抄本又は写しの交付について既に法令に規定があるものが含まれている。

情報公開制度の導入によって、これらの情報については、同じものでありながら異なる制度によって請求が可能となるが、制度間の手続や手数料の相違などにより、その取扱いに混乱が生じるおそれがある。そこで、法令等の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付について既存の制度がある場合は、情報公開制度を適用しないこととして、その既存の制度の定めるところに従うべきであるものとした。

また、図書館、資料館、美術館のように、その保有する図書、資料、作品等の閲覧、貸出し、展示等を本来の目的とする施設についても、情報公開制度を適用しないこととして、その施設の利用規程の定めるところに従うべきであるものとした。

- 2 次のような場合においては、既存の制度の枠外となるため情報公開制度の適用があることになる。
 - (1) 既存の制度が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間以外の期間に開示請求があったとき。
 - (2) 既存の制度が閲覧等の対象者を限定している場合において、当該対象者以外の者から開示請求があったとき。
 - (3) 既存の制度が閲覧等の対象となる文書等の範囲を限定している場合において、当該文書等の範囲以外の関係文書について開示請求があったとき。
 - (4) 既存の制度が閲覧等の方法を限定している場合において、他の方法による

(5) 図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、作品等以外の情報について開示請求があったとき。

しかしながら、情報公開制度に基づく開示請求の対象になるとしても、無条件に開示がなされるものではなく、既存の制度が限定を設けている趣旨を勘案し、改めて非開示事項の該当性を個別具体的に判断した上で開示又は非開示の決定がなされるべきであることは当然である。

第11節 情報提供活動の充実

広報活動、行政資料の提供等の従来から行われてきた情報提供活動の一層の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるべきである。

【説明】

- 1 第1章第1節の「制度の意義」の中で既に提言したとおり、本市における情報公開は、新たに創設する「市の機関が保有する行政情報全般について開示を求めることを市民の権利として保障する制度」としての情報公開制度とともに、従来から行われてきた情報提供活動の一層の充実を図り、両者を一体的なものとして総合的に推進されるべきである。
- 2 新たに情報公開制度を創設することにより、従来から率直な情報提供として資料を閲覧に供したり、無償で写しの交付を行っていたことを廃止し、すべて新たに創設する情報公開制度に従って開示請求書の提出を求め、開示又は非開示の決定に時間をかけ、提供する際に費用を徴収することとなれば、市民にとっては、かえって手続が煩雑化して情報が得られにくくなり、情報公開制度の趣旨に反する結果を招くこととなる。

したがって、広報活動、行政資料の提供等の従来から市民サービスの一環として行われてきた情報提供活動については、後退させることなく、その一層の充実を図るべきである。そのためには、これまでの情報提供活動について再点検を行い、新たに創設される情報公開制度を適用させるものと従来の情報提供活動として取り扱うものとの区分について明確な基準を設定する必要がある。

第3章 今後の取組

第1節 文書管理の改善と検索体制の確立

情報公開制度の円滑な運営を図るため、文書管理の改善と検索体制の確立に関し、情報公開制度の導入前に次に掲げる取組を行うべきである。

- ① 現在の簿冊による文書管理を改善し、平成8年度の発生文書から新たな分類方法を採用入れること。
- ② 保有情報の検索目録を整備すること。
- ③ 文書の保存年限の見直しを図ること。
- ④ 合議制機関の議事録の整備及びその取扱いに関する基準を明確にすること。

【説明】

1 存在すべき文書が存在しなかったり、その所在が明確でない状態では、情報の開示請求があった場合に対応ができないことになる。この意味において、適正文書管理がなされていることは、情報公開制度を円滑に運営するために不可欠のものである。

2 現在、本市における公文書管理の実態は、関連する文書を発生順に綴りこんでいく「簿冊方式」が採られている。この方式では、簿冊の件名が「〇〇関係綴」のように総括的な名称でしか表示されていないため、個別の文書を検索することが困難な状態となっている。また、情報公開制度に適合した文書管理の方式として「ファイリングシステム」があるが、多額の経費や長期の準備期間と定着期間を必要とするため、早期の導入は困難な状況である。

そこで、現在の「簿冊方式」については、表紙に個別の文書件名を記載することができるファイルを使用するなど、文書の検索を容易にするための新たな分類方法を採用入れて改善を図ることが必要である。

なお、第2章第3節の「3 既存の保有情報」の中で既に提言したとおり、この改善作業は、現年度である平成8年度の発生文書から行うべきである。

3 開示請求を受けた場合、迅速な検索を行うためには、検索目録の整備が不可欠である。また、この検索目録を受付窓口において市民の閲覧に供することにより、市の機関が保有している情報の具体的な件名が市民に明らかになるため、情報公開制度の活用促進に資するという効果が期待できる。

検索目録の整備については、当面、台帳方式にするとしても、将来へ向けて一

層の迅速な検索体制を確立するため、電算処理システム開発計画に位置付けるなどの措置を検討するべきである。

4 文書の保存年限については、これまでは、公務の適正な執行という観点からのみ定められていたが、情報公開制度の導入を機会として、市民の利用価値という観点を加味して見直しを図るべきである。

5 既に第2章第5節の「2 非開示事項として掲げない項目」の中で、本市においては「合議制機関関係情報」を非開示事項の項目として掲げるべきではない旨を提言したとおり、審議会等の合議制機関についても可能な限り情報の公開が図られるべきである。現在は、議事録の作成等について統一的な定めがなく、審議会ごとにまちまちな状態であるので、情報公開制度の導入を機会として、審議会等の議事録の整備及びその取扱いに関する基準を明確にしていくべきである。

第2節 個人情報保護制度の確立

総合的な個人情報保護制度の確立について検討を開始するべきである。

【説明】

- 1 これまでの提言において、「制度の基本原則」に「プライバシーの保護」を掲げ、また、「非開示事項の項目」としても「個人情報」を掲げたとおり、プライバシーの権利は、公開を原則とする情報公開制度の下においても最大限に尊重されなければならないものである。
- 2 プライバシーは、情報公開制度の下においては、「みだりに開示されない」という、いわゆる「消極的プライバシー権」が保護されるが、最近の情報化社会の進展に伴い、「個人に関する情報については、本人が管理し、支配する権利がある」という、いわゆる「積極的プライバシー権」の保護を求める意見が強まっている。
- 3 本市においては、国に先行して昭和58年に「いわき市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電算処理に係る個人情報の本人開示、自己情報の訂正請求権を認めてきたところであるが、この条例が対象とするものは、あくまで情報の大量蓄積、加工、出力等が可能な電子計算組織の特性に着目し、その利用に係る個人情報に限定されている。

今後は、情報公開制度の導入を機会として、一層「積極的プライバシー権」の保護を求める意見が高まることが予想されるため、手処理を含む総合的な個人情報保護制度の確立へ向けて検討を開始するべきである。

第3節 職員の意識啓発

情報公開制度についての職員の意識啓発を全庁的に推進すべきである。

【説明】

- 1 情報公開制度の導入は、行政側にとっては、これまで主として裁量的な情報提供であったものに、以後は開示義務が課せられるという根本的な変革を迫られるものであり、第1章第1節の「制度の意義」において既に提言したとおり、導入の前提として、ともすれば情報の公開に消極的になりがちである姿勢を転換して積極的に情報の公開を推進するという行政側の組織全体の意識改革がなされることが運用面において極めて重要である。

また、この制度は、行政情報全般を対象とするものであり、一部の部署の専管事項ではなく、行政機関全体にかかわってくる問題であることから、職員一人ひとりが制度に対する理解を深め、制度の担い手としての自覚を持って運営に当たる必要がある。

- 2 以上のことから、情報公開制度の導入に際しては、外部講師による研修会や職場単位の説明会を十分に開催し、制度についての意識啓発を全庁的な取組として推進していくべきである。